

社会技術研究開発事業  
「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」  
研究開発領域

事後評価用資料  
(研究開発領域 活動報告書)

令和4年12月

領域総括 山田 肇

(東洋大学・名誉教授／NPO 法人情報通信政策フォーラム・理事長)

## 目次

1. 研究開発領域の概要.....	2
1-1. 構成 .....	2
1-2. 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー） .....	2
1-2-1. 対象とする問題と目指す社会の姿.....	2
1-2-2. 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法 .....	5
1-2-3. 社会への中・長期的な影響.....	9
1-3. マネジメント体制一覧 .....	10
1-4. 採択課題一覧.....	12
2. 領域の運営・活動状況（プロセス） .....	15
2-1. プロジェクトの募集・選考活動（ポートフォリオ含む） .....	15
2-2. プロジェクト推進に関わる領域活動（ハンズオンマネジメント） .....	19
2-3. 領域としての成果創出を目指す領域活動.....	23
3. 目標達成の状況等（アウトカム） .....	28
3-1. 目標達成の状況.....	28
3-2. 想定外のアウトカム.....	34
4. 他のプログラム等では実施できなかったこと（領域の意義） .....	36
5. RISTEX の運営方針との関係.....	39
6. RISTEX の今後の事業運営改善への提案等.....	42

# 1. 研究開発領域の概要

## 1-1. 構成

研究開発領域・プログラム	備考（経緯など特記事項）
「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域（公私領域）	2015（平成 27）年度－2022（令和 4）年度（6 年間の研究開発領域として発足したが、「研究開発成果の定着支援制度」の導入により 2 年延長となり、約 8 年間領域活動を実施した）

## 1-2. 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）

### 1-2-1. 対象とする問題と目指す社会の姿

※本項は、中間報告書の記載内容を基本的に踏襲し、統計データや法改正の情報を更新し、若干の加筆を行った。

#### （近年の我が国の犯罪情勢、及びその対応）

- ・近年の我が国の犯罪情勢をみると、刑法犯の認知件数は、2002（平成 14）年にピークに達して以降減少傾向に転じ、2020（令和 2）年は 61 万 4,231 件と戦後最少を更新した。なお、戦後最少は 2015（平成 27）年以降、毎年更新中である<sup>1</sup>。しかし、児童虐待やストーカー事案、配偶者からの暴力事案（ドメスティック・バイオレンス（DV））が増加傾向にあるのに加え、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害額が高水準で推移する等の傾向がみられる<sup>2</sup>。つまり、女性・子どもについては暴力や性犯罪被害、高齢者については詐欺的事犯の被害に遭いやすい傾向にあり、女性・子ども・高齢者等の「社会的弱者」の被害は深刻化している状況にある<sup>3</sup>。さらに、「社会的弱者」を生みやすく犯罪を発生・継続させやすい場として「サイバー空間」が挙げられる。サイバー空間での関係性に由来する事件（誘い出し等）やいじめ（ネットいじめ）は、近年、被害者数が増加傾向にある<sup>4</sup>。これらの被害が生じる「場」に着目すると、主として「私的な空間・関係性」において生じているという特徴がみられる<sup>5</sup>。
- ・こうした犯罪情勢に対して、種々の対応が行われてきている。法制度としては、「児童虐待の防止等に関する法律」（2000（平成 12）年施行）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（2001（平成 13）年施行）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（2005（平成 17）年施行）、「ハーグ条約」への日本の加盟（2014（平成 26）年）等が挙げられる。
- ・公私領域発足後も、「改正消費者安全法」（2016（平成 28）年施行）により消費者安全確保地域協議会を組織することが可能になる、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（2017（平成 29）年施行、2019（令和元）年改正）により児童虐待対策の強化等が図られる、刑法改正により性犯罪に対する規定が見直される（2017（平成 29）年改正法施行）等の動きがみられる。
- ・各省庁でも施策が進められている。例えば、厚生労働省は、児童虐待の防止に向け、発生予防、

早期発見・早期対応、子どもの保護・支援、保護者支援の施策を行っている。さらに広い文脈においても、地域包括ケアシステムの構築という方向性を示し、また、2016（平成28）年には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、社会福祉法を改正して、介護や障害、子育て、生活困窮といった分野の垣根を越えた総合的な支援を展開する「地域共生社会」の理念を明記している。また、内閣府男女共同参画局では、「女性に対する暴力の根絶」の政策として、DVや性暴力等に取り組んでいる。こうした各省庁の動きと連動して、各地方公共団体においても各種の取り組みが進められている。また、これら省庁の研究事業（厚生労働科学研究費等）として調査・研究も進められている。

- ・2021（令和3）年には内閣官房に「孤立・孤独対策担当室」が設置され、社会的な孤独・孤立の問題に関する総合的な対策の企画・立案・総合調整事務を担当することになった。また、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上等を目的に、内閣府の外局として「子ども家庭庁」が2023（令和5）年に発足する予定になっている。
- ・障害者権利条約を2014（平成26）年に批准したのに相前後して障害者基本法をはじめとして関連法が制改定され、障害者を社会に包摂する方向で各種の施策が展開されている。
- ・また、警察庁では、2013（平成25）年「人身安全関連事案に対処するための体制確立について」（警察庁生活安全局長・刑事局長通達）により、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等」の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案について対応強化が求められ、被害者の安全確保のための体制整備が進められている。本通達が、児童虐待やDV事案の検挙の急増につながっている<sup>6</sup>。
- ・他方、保健・医療・福祉の増進、子どもの健全育成、人権擁護等の視点に基づき、虐待やDV等に対する介入・支援を行うNPOが数多く設立されている<sup>7</sup>。理論面でも、育児・介護・介助等の「ケア」を、国家や家族以外を含む多様なアクターが担う福祉多元社会論が展開されている<sup>8</sup>。
- ・2019（令和元）年末から2020（令和2）年にかけて世界的に新型コロナウイルス感染症のまん延が始まり、人々の接触機会を減らすために私空間に閉じこもる傾向が急激な高まりをみせ、国際連合が家庭内暴力の増加に懸念を示す声明を出す等が行われた<sup>9</sup>。配偶者暴力相談支援センターはDV相談件数を公表しており、2019（令和元）年度の11万9,276件が、2020（令和2）年度には18万2,188件、2021（令和3）年度は17万7,110件（暫定値）と増加の傾向がうかがえる<sup>10</sup>。私空間に閉じこもる傾向とDV相談件数との間に因果関係があるかについて必ずしも学術的に明らかにされたわけではないが、2014（平成26）年に設計された公私領域が取り上げた社会問題の重要性は減じてはいない。同様に、東京都監察医務院による東京都23区での急死に関する調査によれば<sup>11</sup>、一人暮らしをする65歳以上の高齢者の急死数は4,431名（2017年）が2020（令和2）年には5,258名まで増加しており、このうち約7割は病死または自然死である。DV同様に因果関係が明らかにされたわけではないが、家族や地域社会の目が届かない中での高齢者の孤独死という社会問題も深刻化しつつある。

#### （領域が考える問題の背景）

- ・「私的な空間・関係性」において生じる危害の認知件数が増加傾向にある背景として、①少子高齢化・小世帯化、人口の大都市一極集中化等の人口・社会構造的な変化により、家庭や地域社

会が有した安全機能が対応しきれなくなっていること、②「私的な空間・関係性」への社会的な介入・支援が開かれることで、これまで埋没していた事象が「事件」等として社会に顕在化してきていることが考えられる。

- ・「法は家庭に入らず」という法格言があるが、従来、家庭等の「親密圏<sup>12</sup>」については自助や自治に任せるものであり、「公」による介入は不適切ととらえられる一面もあった。だが、先に挙げたように「私的な空間・関係性」での危害に対して、立法府、行政府、地方公共団体、地域、ビジネス、NPO等、多様なセクターによる社会的な介入・支援が徐々に広がっている。また、近年、児童虐待において近隣・知人からの通告が約17,000件にまで増加した点は<sup>13</sup>、これらの危害への社会的な介入・支援に対する国民の意識の高まりをうかがわせる一例である。

### (領域が重視する視点)

- ・このように、「私的な空間・関係性」における危害に対する社会の認識や対応は過渡期にあるといえるが、必ずしもその対応が順調に進んでいるとはいえない面も見受けられる。以下に、その具体例と改善に向けたアプローチの可能性について説明する。
- ・まず、種々の取り組みは、虐待、DV、詐欺被害等々の事象ごとの縦割りを基本として動いており、横断的な視点での議論や施策が活発的に行われているとはいえない。だが、表面化した事件・事故のみを解決するだけではなく、より根本的には孤立する人や緊密な関係性のみに関じこもりがちな人の社会への包摂を進めることが重要になる点は、各事象に共通していると考えられる。事象を横断する背景要因、対処を阻む共通の制度上の問題、共通の技術の活用可能性を検討することで、問題解決の新たな方法が創出できないだろうか。
- ・社会への包摂には、当事者の心身の状態や援助希求、当事者を取り囲む環境、例えば家族の状況、経済的な事情、その他、場合によっては日本語が通じるかどうかも含めて対処していく手法、すなわち包括的な対応が必要である。包括的な手法であるがゆえに、分野やセクターをこえた多岐にわたる関係者間の協力関係の構築が不可欠である。しかし、多機関・多職種連携の重要性が各所で指摘されながら、社会に広く普及・定着する仕組みには至っていない。これまでの成功事例に学びながら多機関・多職種連携のプロトタイプを開発し、加えて、法制度上の隘路等に関する研究により、制度運用の方策や見直し等の提言を行うことは、現状を変える一助となると考えられる。
- ・次に、支援の資源(人・技術・制度等)をどのように活用していくかという点は、対応件数が増加する現状にあって大きな課題である。限りある人的資源で効率的かつ的確に対応するにはどうすればよいか、これまで経験知に支えられていた支援の技をどのように継承・移転していくかといった課題に応え得る研究開発は、既存の社会資源の増強や新たな支援システムの提案につながる可能性がある。予防活動はポピュレーションアプローチをとるため、コストがかかる一方で効果が見えにくいという問題があったが、ビッグデータ解析等の新技術を活用して対象者を絞り込んで実施する予防活動が可能になりつつある。このように、新たな支援システムの研究開発によって予防効果が高まり、中長期的に対応件数が減少すると可能性が生まれている。
- ・さらに、「私的な空間・関係性」における問題は、まさにプライバシーの問題として外部から発見・介入しづらく、積極的な関与に困難性を抱えている<sup>14</sup>という根幹的なボトルネックが、「公」による介入・支援が広がりつつあっても依然として解消していない。問題を恥と思ひ他人に言

にくい、支援を受けることによるスティグマ化の恐れ、そもそも問題に本人が気づいていない等、人間は状況に応じて必ずしも適切に他者に助けを求められるとは限らない。当事者の援助希求行動の多様性について支援者をはじめ社会全体が理解を深めるための取り組み、プライバシーや個人に関わる機微な情報を利用して支援につなげていくための技術やそれを可能とする制度の整備等に関わる研究開発が重要になってくる。

- ・以上は現状の課題とその改善に向けたアプローチの一例に過ぎないが、領域が特に注目する点である。こうした問題意識のもと、公私領域が創出を目指すのは、社会の変化に対応し、当事者への配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術である。社会の変化を踏まえて「私的な空間・関係性」の危害を予防・低減する研究開発にそれぞれのプロジェクトが取り組むとともに、領域として事象横断的に適用できる新しい対応策を提言する。
- ・公私領域では、「公」と「私」を両端に置き、その中間に位置する「間（ま）」が果たす役割や機能等に問題解決の糸口があると考え、これを「新しい公／私空間」としている<sup>15</sup>。「私的な空間・関係性」に閉じこもり問題を抱える人々を社会に包摂する「間」の仕組み、すなわち「新しい公／私空間」ができることで実現する社会は、多くの人々が安全に暮らせる社会である。これをプロジェクトの取り組みをもとに具体化すれば、「親密な関係の中で起きる危害を予測・予防し、早期発見・介入ができる社会」、「周囲に語りにくい・自覚しづらい問題への気づきが高い社会」、「様々な問題を抱え孤立しがちな人びとを地域が支える社会」となる(参考資料1参照)。

## 1-2-2. 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法

### (領域の目標とテーマ)

- ・「平成27年度戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)における新規研究開発の方針」(2015(平成27)年5月21日文科科学省通知)において、公私領域の目標は次の通り定められた。
  - (A) 世帯の小規模化や高齢化、サイバー空間の拡大による親密圏の変容を踏まえて、発見・介入しづらい空間・関係性における危害、事故の予防(予見、介入、アフターケア)に資する新たな手法を現実の問題とニーズに基づいて提示する。
  - (B) これらの成果をもとに、親密圏における危害や事故の低減に資する制度・政策とその実現可能性を提示する。
  - (C) 提示する取組や施策が継続的に実施されていくために、社会システムへの統合可能性という観点で、これらの手法を導いた思考・考え方を共有するネットワークを構築する。
- ・文科科学省通知(2015(平成27)年5月21日)では、領域目標の下に、①社会システム・制度の創生・伝承、②配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術の創出、③情報通信技術等の利活用による新たな支援機能の構築の3つの研究開発テーマが提示され、公募を実施した。

### (プロセスの具体化)

- ・公私領域の活動が社会に影響を及ぼしていくプロセスについて、公私領域の開始時にたたき台としてロジックモデルを描いた。領域活動の最終的な成果目標は私的な空間での安全・安心に

関わる問題の減少であり、それを達成するためのアウトカムを特定し、積み上げられるべきアウトプットを示し、アウトプットを生み出すアクティビティを列挙するという形でロジックモデルを描いた（中間評価用資料の活動報告書 5 ページを参照）。

- ・領域開始時作成したロジックモデルは、領域活動の中で見直され、アクティビティ、アウトプット、アウトカムのそれぞれについて具体化が図られてきた。
- ・アクティビティについては、領域目標との関係を表 1 のように整理した。領域総括とアドバイザー、RISTEX スタッフ（以下、領域マネジメントと記載する）は、募集選考を実施し、採択後はプロジェクトが成果を出すよう、領域全体のマネジメントとプロジェクトに対するハンズオンのサポートを行う。これらが、公私領域が実施するアクティビティである。

表 1 領域目標と領域・プロジェクトのアクティビティとの関係についての概略

領域の目標(抜粋)	領域マネジメント(総括・アドバイザー・RISTEX)のアクティビティ	プロジェクトのアクティビティ
(A) 新たな手法を現実の問題とニーズに基づいて提示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポートフォリオ管理(採択)</li> <li>・各プロジェクトが手法を開発するようマネジメント</li> <li>・プロジェクトを俯瞰して共通の課題や解決策を抽出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場と協働しながら現実のニーズに基づく新たな手法のプロトタイプを提示</li> </ul>
(B) 制度・政策とその実現可能性を提示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト横断的な制度的問題の抽出と社会に向けた提言</li> <li>ex) 個人情報研究会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現実の問題を解決するための制度研究と日本社会に適合的な制度を提示</li> </ul>
(C) 手法を導いた思考・考え方を共有するネットワークを構築する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト間連携、全体会議による領域内のネットワーク構築</li> <li>・アウトリーチ等による領域外とのコンネクション構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステークホルダー協働による研究開発</li> <li>・現場の多機関・多職種連携に関するプロトタイプを提示</li> </ul>

- ・「2-1 プロジェクトの募集・選考活動（ポートフォリオを含む）」で詳しく説明するように、プロジェクトの採択に際して、ポートフォリオを利用した。ポートフォリオによってマネジメントすることで、新たな手法の提示、制度・政策の提案、ネットワークの構築という公私領域の目標の達成可能性が高まると考えたからである。ポートフォリオマネジメントは、当初のロジックモデルには陽に表現されてはいなかった。
- ・次に領域としての共通課題の設定である。全プロジェクトの研究開発を俯瞰してみることで、領域として取り組むべき課題が発足時よりも明確に焦点化・構造化してきた。領域マネジメントはプロジェクトを横断して存在する領域全体として取り組むべき課題を「4 つの共通課題」として設定するに至った。これら領域全体として取り組むべき課題は、当初掲げたアウトプットにあたる取り組み・成果の構造化や、提言書や現実の政策（立法府等）への働きかけに関係する。
- ・「4 つの共通課題」に加えて、領域マネジメントはプロジェクト間連携を強調して公私領域を運営してきた。プロジェクト間連携を強調する方向に領域マネジメントが舵を切ってきた点は、ロジックモデルの作成時点では陽には表現されていなかった。

- ・最後は、「研究開発成果の定着に向けた支援制度（成果定着支援制度）」の設置と推進である。4つの共通課題よりも一層社会実装を強調し、研究開発成果がアウトカムへ結びつくようにマネジメントしてきた。
- ・以上に説明したように、領域開始時作成したロジックモデルを見直し、あるいは具体化しながら、領域活動を進めてきた。

#### (4つの共通課題)

- ・4つの共通課題は、当初の方針において定められた領域目標を、公私領域のアクティビティの中で総括のリーダーシップのもとに領域マネジメントとして具体的な領域活動レベルに落とし込んだものであり、「目標を咀嚼・解釈した「総括の方針」と位置づけられる。
- ・4つの共通課題の概要は次の通りである。

##### (課題1) 個人情報 の活用

対象者の支援や社会的包摂のために個人情報を活用する社会はどのようにすれば実現できるか

##### (課題2) 地域内公／私連携

安全な社会の構築という大局的目的を達成するために、異なる所掌範囲や機能を持つ公と私の組織が協力する仕組みはどのようにすれば実現できるか

##### (課題3) 人権教育と対人援助職の能力強化

人権教育の教材・教科書を開発し普及する、また、対人援助職の問題の発見力や対応力を高めるためには何をすべきか

※課題3に関連して、閣議は「人権教育・啓発に関する基本計画」を定めている<sup>16</sup>。同基本計画では、同和問題、アイヌの人々、ハンセン病患者等に関わる問題に加えて、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害等への取り組みの重要性を強調している。また、その取り組みとして、学校教育、社会教育、啓発に加え、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等を推進するとしている。課題3が対象とする人権教育は、この基本計画の意味である。

##### (課題4) 成果の普及・展開

地域性を踏まえたうえで、本領域の成果を全国に普及・展開するには何をすべきか

- ・公私領域においてこれらの共通課題がなぜ重要か、ここでは介入・支援の流れを例に説明する。「私的な空間・関係性」で発生した問題が外部に発見され、対人援助職、すなわち支援のプロが対応して問題解決を図るという流れが、どの事象でも対応の基本といえる。これを円滑に行うには、まずは対象者の個人情報を用いる必要がある。しかし、個人情報保護法の趣旨に対する誤解やプライバシー意識の高まりを受けて、必要とされる個人情報が提供されない、つまり、個人情報を保護する側面が強調され有益な活用が行われない「過剰反応」と言われる問題が生じている<sup>17</sup>。また、第三者提供における本人同意の問題等もある。課題1にあるように個人情報がより活用されるように社会が変われば、より多くの人々が救われる可能性や早期対応の可能性が増す。次に、問題が発見された後の対人援助職の対応は、一つの部署や機関で完結できないケースも多いが、縦割りの壁は高い。課題2にあるように異なる所掌範囲を超えて組織や人

が協力する仕組みができれば、公と私の多くの機関や人が関わり、対応が効果的で効率的になる可能性がある。また、公務員の人事制度や就職・離職等もあり、対人援助職のスキルにはばらつきがある。課題 3 にあるようにこれまで経験知に支えられていた支援の技を継承し、対人援助職の発見力・対応力を高めることによって、早期対応やより適切なケアが行える可能性が増す。さらに、事象の発生を未然に防ぐことができれば、社会の安全性は高まる。予防の場面でも個人情報の活用や公／私連携は重要だが、より根源的には課題 3 にある人権教育、すなわち虐待や DV といった心身に対する暴力等が人々の人権を侵害する行為であるという点への社会全体の理解が深まることが重要である。課題 1 から課題 3 はこのような考えに基づいて設定された。加えて、公私領域の成果を普及・展開する際に直面する多くの課題の解決を目指して課題 4 が設定された。

### (中間評価時の短期的目標等)

- ・ 中間評価時に、共通課題に対して領域期間中（あるいは終了から 2、3 年以内）の短期的目標等を示した。概略は次の通りである。

#### (課題 1) 個人情報の活用

短期的目標：判断能力が不足する人の同意の問題等に対応する法案骨子の作成

目標達成のための方法：プロジェクトによる被虐待児、認知症高齢者等の支援に個人情報を活用するボトムアップの研究開発に加えて、複数のプロジェクトから個人情報に関わる研究者を集め、領域マネジメントと混成で「個人情報保護法制の見直しを目指す研究会」を組織した。個人情報保護委員会（内閣府の外局である内閣総理大臣所轄の行政委員会）等とも連携して法制化に向けた取り組みを強化していく。

主な担い手：個人情報保護委員会

#### (課題 2) 地域内公／私連携

短期的目標：地域における公的機関内、公的機関間、公的機関と民間組織、民間組織内での連携強化のための先行事例の実現

目標達成のための方法：プロジェクトの取り組みとして、対象者同士あるいは対象者と関係者が心を開いて問題解決に取り組む手法に可能性があり、先行事例の蓄積に取り組んでいる。また、児童虐待対応における公的機関間の連携強化や、親支援に向けて公的機関の介入から民間組織の支援につなげる試行等が行われている。

主な担い手：地域内における公的機関と民間組織

#### (課題 3) 人権教育と対人援助職の能力強化

短期的目標：初等中等教育用教材の作成、対人援助職向けの専門教材の作成

目標達成のための方法：閣議決定「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、プロジェクトによって、個別事象に関わる初等中等教育、社会教育、対人援助職向けの教材等の研究開発が行われている。このような人権教育は教員による一方的な授業よりも、児童生徒や受講者等の学習者を起点とする自発的な取り組みや協働しての学習が求められる。対人援助職向けの専門教材については、関係組織と連携して成果の普及を図っていく。

主な担い手：初等中等教育・対人援助職教育機関

#### (課題 4) 成果の普及・展開

短期的目標：「社会実装」に向けた具体的準備の実現

目標達成のための方法：図 1 のように RISTEX の研究開発領域においてはプロトタイプの提示が求められているが、そのためには実装活動から普及・定着までをも視野に入れて研究開発を行うことが当然必要である。①中間評価時に示したように、プロジェクトの研究開発成果を、地域性を踏まえたうえで全国に普及していくためには、成果が今までの取り組みよりも効果が高く、効率がよいことを根拠とともに提示する必要がある、プロトタイプの実証実験の成果を、根拠を持って示すよう、領域としてマネジメントする。②「研究開発成果の定着に向けた支援制度」の適用となったプロジェクトについては、事業計画の策定と事業計画の実行のための準備に取り組む。

主な担い手：社会の問題に取り組む当事者（最終受益者に何等かの便益をもたらすことを本業とする機関）

※課題 4 については 2018（平成 30）年度に「研究開発成果の定着に向けた支援制度」の設定等により状況が変化したことから、中間評価時に設定した短期的目標を見直した。



図 1 社会技術研究開発と社会実装との関係

(2022（令和 4）年度 RISTEX パンフレット 10 ページ)

- ・地域内公／私連携の推進には、地域の公と私にわたる組織や人の間で対象者の個人情報共有して活用する必要がある、対人援助職の対応力・発見力の向上は公／私連携を強化するといったように、共通課題それぞれに独立したものではない。相互に関連する共通課題の課題が解決していくことは、プロジェクトによる研究開発成果とともに、「私的な空間・関係性」に閉じこもる人の社会への包摂を進める社会技術、すなわち「間」の仕組みの創出に寄与するものと考えられる。

### 1-2-3. 社会への中・長期的な影響

(社会に中・長期的な影響を及ぼすための方策)

- ・上に説明した通り、領域期間中に共通課題に対する成果を創出し、領域の目標が達成されたと

しても、社会に中・長期的な影響を及ぼすには大きな課題がある。一つは、公私領域が扱う対象は、便益を得る受益者がそのコストを負うのは厳しく、また、市場経済下での投資を見込むのもむずかしいという領域固有の課題である。他の一つは、プロジェクトに成果の社会への普及に関する知識と経験が乏しいという、RISTEX 全般にみられる課題である。

- ・市場原理に乗りにくい社会課題を取り上げる場合には、科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費等、JST の範囲を超えて研究資金に次々に応募して研究開発を継続するという傾向が研究者に見受けられる。単に領域マネジメントがサポートして社会実装の段階を上げるように求めても限界があることから、自転車操業状態からの脱却に進む新たな仕組みを考える必要があった。
- ・研究開発領域はプロトタイプの提示までが求められているが、このような課題がある中で、理工系の産学連携による成果の社会への普及と同様に、成果の担い手を発見して、持続的な展開を可能とする方法を模索することは、大きな困難を伴う。プロトタイプの提示で終わらずに、社会への普及・定着の打率を上げるためには、個々のプロジェクトを越えた領域マネジメントによる方策が必要であると考えられた。
- ・そこで、公私領域終了後も社会に中・長期的な影響を及ぼすために、成果の普及について「研究開発成果の定着に向けた支援制度」を構想し、中間評価時点で提案した。研究開発成果は社会で利用されて初めて価値があるという領域総括の信念をもとに本制度を提案したが、運営評価委員会から後押しいただいたこと、また、成果定着支援制度の設置に伴って RISTEX として公私領域の活動期間を延長していただいたことに心より感謝する。
- ・成果定着支援制度の運用と、領域期間延長に伴い想定外で可能となったプロジェクトのフォローアップの拡充を進める過程こそが、社会に中・長期的な影響を及ぼすための領域としての具体的な方策であり、「ステークホルダーのネットワーク構築、プロジェクトの継続・発展に向けた支援、成果の社会実装・普及に対する働きかけ」に該当する。
- ・その具体的な活動と成果は、「2. 領域の運営・活動状況（プロセス）」、「3. 目標達成の状況等（アウトカム）」、「4. 他のプログラム等では実施できなかったこと（領域の意義）」において説明する。

### 1-3. マネジメント体制一覧

※所属・役職は任期最終年度のもの。

#### 領域総括

氏名	所属	役職	任期
山田 肇	東洋大学／特定非営利活動法人 情報通信政策フォーラム	名誉教授／理事長	2015 (H27) 年 6 月～2023 (R5) 年 3 月

## 領域アドバイザー

氏名	所属	役職	任期
石井 光太	作家		2015 (H27) 年 6 月～2023 (R5) 年 3 月
岡 檀	統計数理研究所 医療健康データ科学研究センター	特任助教	2015 (H27) 年 6 月～2020 (R2) 年 3 月
奥山 千鶴子*	特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会／認定特定非営利活動法人びーのびーの	理事長／理事長	2019 (R 元) 年 9 月～2023 (R5) 年 3 月
川北 秀人*	IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所]	代表	2018 (H30) 年 7 月～2023 (R5) 年 3 月
岸 徹	元 科学警察研究所	副所長	2015 (H27) 年 6 月～2023 (R5) 年 3 月
坂倉 杏介	東京都市大学 都市生活学部	准教授	2015 (H27) 年 6 月～2018 (H30) 年 3 月
竹島 正	川崎市健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター	所長	2015 (H27) 年 6 月～2023 (R5) 年 3 月
津崎 哲郎*	認定特定非営利活動法人児童虐待防止協会	理事長	2018 (H30) 年 7 月～2019 (H31) 年 3 月
南島 和久*	龍谷大学 政策学部	教授	2019 (R 元) 年 9 月～2023 (R5) 年 3 月
藤岡 一郎	京都産業大学	名誉教授	2015 (H27) 年 6 月～2023 (R5) 年 3 月
松本 泰	セコム株式会社 IS 研究所 コミュニケーションプラットフォームディビジョン	マネージャー	2015 (H27) 年 6 月～2023 (R5) 年 3 月
遊間 和子	株式会社国際社会経済研究所 調査研究部	主幹研究員	2015 (H27) 年 6 月～2023 (R5) 年 3 月
吉田 恒雄	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク／駿河台大学	理事長／名誉教授	2015 (H27) 年 6 月～2023 (R5) 年 3 月

\*評価専門アドバイザー（後述）

## 外部推進委員

氏名	所属	役職	任期
矢島 章夫	元 社会技術研究開発センター	シニアフェロー	2021 (R3) 年 7 月～2023 (R5) 年 3 月

## 1-4. 採択課題一覧

※研究代表者の所属・役職は各研究開発期間の最終年度のもの。

### 研究開発プロジェクト

採択年度	研究代表者	所属・役職	課題名	研究開発期間	研究開発費 (直接経費) [千円]
2015 (平成27) 年度	黒田 公美 ※H27.11～H30.11	理化学研究所 脳科学総合研究センター・チームリーダー	養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築	2015(H27).11～2021(R3).3	96,062
	友田 明美 ※H31.12～R3.3	福井大学 子どものこころの発達研究センター・教授			
	成本 迅 ※H27.11～H28.4	京都府立医科大学 大学院医学研究科・教授	高齢者の安全で自律的な経済活動を見守る社会的ネットワークの構築	2015(H27).11～2019(H31).3	64,463
	小賀野 晶一 ※H28.4～H31.3	中央大学 法学部・教授			
	田村 正博	京都産業大学 社会安全・警察学研究所・所長	親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進	2015(H27).11～2019(H31).3	47,087
	仲 真紀子	立命館大学 総合心理学部・教授	多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装	2015(H27).11～2020(R2).3	81,864
	森田 展彰	筑波大学 医学医療系・准教授	全国調査データベースを用いた児童虐待の予防・早期介入システムの開発	2015(H27).11～2019(H31).3	56,109
2016 (平成28) 年度	石塚 伸一	龍谷大学 法学部・教授	多様化する嗜癖・嗜虐行動からの回復を支援するネットワークの構築	2016(H28).10～2022(R4).3	79,968
	島 蘭 進	上智大学 グリーフケア研究所・所長	都市における援助希求の多様性に対応する公私連携ケアモデルの研究開発	2016(H28).10～2020(R2).3	67,978
	藤原 武男	東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 国際健康推進医学分野・教授	妊娠期から虐待・DVを予防する支援システムの確立	2016(H28).10～2020(R2).3	88,696

2017 (平成29) 年度	大岡 由佳	武庫川女子大学 短期大学部 心理・人間関係学科・准教授	トラウマへの気づきを高める“人-地域-社会”によるケアシステムの構築	2017(H29).10～ 2023(R5).3	79,432
	辻井 正次	中京大学 現代社会学部・教授	アプリを活用した発達障害青年成人の生活支援モデルの確立	2017(H29).10～ 2023(R5).3	55,320
	鳥海 不二夫	東京大学 大学院工学系研究科・教授	未成年者のネットリスクを軽減する社会システムの構築	2017(H29).10～ 2021(R3).6	60,225
	村井 祐一	田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福祉学科・教授	高齢者見守りコーディネータ育成による地域見守り活動の有効化	2017(H29).10～ 2021(R3).3	59,063
	渡部 諭	秋田県立大学 総合科学教育研究センター・教授	高齢者の詐欺被害を防ぐしなやかな地域連携モデルの研究開発	2017(H29).10～ 2021(R3).3	84,401

### プロジェクト企画調査

採択年度	研究代表者	所属・役職	課題名	研究開発期間	研究開発費(直接経費) [千円]
2015 (平成27) 年度	島菌 進	上智大学 グリーフケア研究所・所長	都市型コミュニティ(川崎市)における援助希求の多様性に対応した介入・支援に関する調査	2015(H27).11～ 2016(H28).3	3,084
	曾根原 登	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所 情報社会相関研究系・教授	ソーシャル・ビッグデータによる「いじめ問題」の検知に関する調査	2015(H27).11～ 2016(H28).3	3,112
	藤原 武男	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 社会医学研究部・部長	人と人の間の距離感を把握する社会システムに関する調査	2015(H27).11～ 2016(H28).3	3,000
	吉永 真理	一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズ・非常勤研究員/昭和薬科大学・教授	子どもの SOS の発見と支援のためのプラットフォーム構築調査	2015(H27).11～ 2016(H28).3	3,039
2016 (平成28) 年度	金井 秀明	北陸先端科学技術大学院大学 先端科学技術研究科 ヒューマンライフデザイン領域・准教授	情報管理・共有システムを活用した地域包括ケア支援に向けた調査	2016(H28).10～ 2017(H29).3	3,000
	辻井 正次	中京大学 現代社会学部・教授	発達障害青年成人を支援するアプリケーション開発の検討	2016(H28).10～ 2017(H29).3	3,000

	村井 祐一	田園調布学園大学 人間福祉学部・教授	地域住民が高齢者を見守る 「新しい親密圏」に向けた情 報基盤の検討	2016(H28).10～ 2017(H29).3	2,989
	吉富 康成	京都府立大学 大学 院生命環境科学研 究科・教授	自殺リスク低減にむけたネ ットパトロール技術活用の 可能性調査	2016(H28).10～ 2017(H29).3	2,983

#### 研究開発費の合計

研究開発費の合計（直接経費）	944,875 千円
----------------	------------

## 2. 領域の運営・活動状況（プロセス）

### 2-1. プロジェクトの募集・選考活動（ポートフォリオ含む）

※本項は、中間評価時に活動が終了していたことから、中間評価用の活動報告書の内容を転載し、軽微な変更を行った。

#### （プロジェクトの募集・選考）

- ・公私領域では、プロジェクトの公募を 2015（平成 27）年度、2016（平成 28）年度、2017（平成 29）年度の計 3 回実施し、13 の研究開発プロジェクト（以下、プロジェクト）と 8 のプロジェクト企画調査（以下、企画調査）を採択した（「1-4. 採択課題一覧」を参照）。以下には、初年度以降の問題認識とそれを踏まえた取り組みに焦点化して募集・選考の概要を示す。

#### （2015（平成 27）年度の募集・選考）

- ・領域発足直後に公募が開始され、選考もタイトなスケジュールの中で実施した。東京と京都で説明会を実施し研究開発領域の目的等を詳しく説明した。選考については RISTEX の他領域のスタンダードな方法を参考にしながら行った。
- ・応募数はプロジェクト 38 件、企画調査 9 件の計 47 件となった。採択はプロジェクト 5 件、企画調査 4 件である。ただし、企画調査 4 件のうち、3 件はプロジェクト提案についてさらなるブラッシュアップが必要と判断して企画調査として採択したものである。
- ・提案をカテゴリーにわけて選考を進めたが、初年度ということもあり領域としてのポートフォリオにとらわれずに、領域趣旨に合致した提案を採択した。結果的に児童虐待を扱うプロジェクトが多くなり、次年度よりポートフォリオ管理を徹底する契機となった。この他、高齢者の経済活動からの見守りを扱うプロジェクトを採択した。

#### （2016（平成 28）年度の募集・選考）

- ・募集・選考のプロセス等の見直しを行い、より公私領域に相応しいプロジェクトが採択されるように努めた。具体的には、①募集枠としての企画調査の廃止、②評価シートの改良、③マッピングによるポートフォリオ管理、④査読者による全提案の俯瞰等を行った。②～④は、2017（平成 29）年度の募集・選考にも引き継がれた。
- ・①企画調査として提案を受け付けても、前年度の経験から、次年度にプロジェクトとして採択される可能性が低いと判断し、募集枠としての企画調査は廃止した。ただし、プロジェクト提案の一部は企画調査として採択する可能性を残し、企画調査の枠は維持した。
- ・②評価シートの改良は、募集要項に記載の評価項目を組み込み、「A.提案のテーマ・ビジョン」、「B.提案の構想」に分けて評価を行い、総合評点をつけることにして、各提案の領域の目標への貢献の可能性と計画の妥当性を可視化し、選考の議論を行いやすいようにした。
- ・③マッピングによるポートフォリオ管理は、選考開始前の領域会議にて領域設計に立ち戻り、公私領域として取り組むべき課題等を改めて確認するとともに、ポートフォリオが管理しやすいマップを新たに作成した。図 2・3 が領域設計時のマップ、図 4 が新たに作成したマップ（主

な対象者／予防フェーズ別マップ) である。図 2 は、多様な事件・事故の加害者と被害者の関係図である。図 3 は、多様な事件・事故の低減に向けてどのような対応がどのような時期に想定されるか整理したものである。図 2 の被害者を縦軸に、図 3 の対応時期を横軸に、新たに整理したのが図 4 である。書類選考、面接選考では、研究開発テーマのベン図と図 4 に全提案をマッピングし、都度ポートフォリオに留意しながら選考を進めた。

### 解決すべき社会問題

サイバー空間  
でさらに問題化

By To	幼児	青少年	成人	高齢者
幼児	家庭内事故 不慮の事故			
青少年		いじめ		
成人	育児孤立 育児虐待	ひきこもり DV ストーカー たてこもり		介護孤立 介護虐待
高齢者				老々介護 家庭内事故
外部介入	見守り	支援センター	介護支援	登壇・溺死
	法制度			

### 研究開発による低減(予見・予防)

対策強化  
必要領域

		a	b	c	d	e
		全般	予見	介入	支援	アフターケア 解決 啓発
1	DV	相次ぎの発生	自立支援と生活再建の支援	被害者の安全確保の取組	教育・啓発の推進	
2	虐待(養育)	抱擁体制の充実	発生予防	保護・支援	児童相談所体制整備	情報共有の取組
3	虐待(介護)	関係機関の関与	孤立化防止	介入することの難しさ	認知症高齢者の増加	高齢者の社会参加促進の難しさ
4	いじめ	合理的な事例への対応	早期発見・早期対応	介入することの難しさ	虐待者支援の難しさ	
5	サイバー空間いじめ	いじめ被害者 被害者支援	スクールソーシャルワーカーの配置拡充	道徳教育等の推進 体験活動の推進	ネットモラルキャラバン隊	
6	家庭内事故	交通事故から家庭内事故(高齢者)	いじめ防止対策推進法	フルタイム未加入	保護者への啓発	情報モラル教育の充実

### 主な対象者／予防フェーズ別マップ

予防のフェーズ	予防	発見・介入	アフターケア
対象者	ポピュレーション・アプローチ	ハイリスク・アプローチ	
幼児			
青少年			
青年			
成人			
高齢者			
全般(建立 推進策 2011) 種別未定			
その他、 分類不可			

領域共通の課題(倫理問題、個人情報保護への対応など)

↑図 2・図 3 領域設計時のマップ(2015(平成 27)年 5 月段階の資料を抜粋)

←図 4 2016(平成 28)年度以降使用しているマップ(選考の段階ごとに必要な情報をのせて使用)

- ④ 査読者による全提案の俯瞰は、公募締め切りから査読開始の間に領域会議を行い、全提案の要旨の読み合わせ等を行うもので、「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」領域の取り組みを参照した。領域会議の俯瞰に加え、査読期間中に、3名の査読者以外の全アドバイザーに提案全件を一覧し可能性の高い提案を見出すようなチェックシートを導入して、良い提案が採択漏れしないように努めた。
- 応募数は、31件(前年度比 0.81 倍)となった。採択はプロジェクト 3 件、企画調査 4 件である。2015(平成 27)年度企画調査から 2 件をプロジェクトとして採択し、加えて、虐待等の事象にも深く関わる嗜癖・嗜虐(アディクション)を扱うプロジェクトを採択し、公私領域の視野を広げた。

### (2017(平成 29)年度の募集・選考)

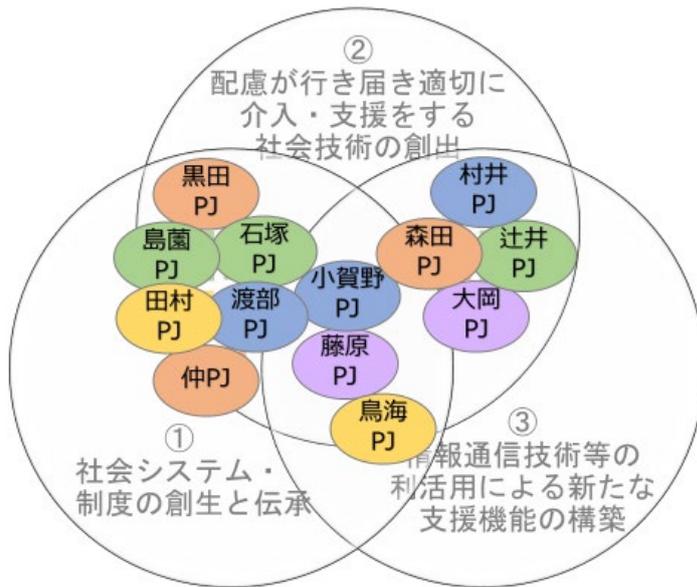
- 公募最終年度であり、プロジェクト・ポートフォリオを最も重視して公募活動を行った。2016(平成 28)年度の選考を終えた直後から、2017(平成 29)年度の募集に向けたポートフォリ

オ戦略を領域会議等で検討し、①DV、②高齢者問題、③サイバー空間での問題を強化する必要があることを確認し、対応策を実施した。

- ①DVについては、過去2年度の公募にて提案数が非常に少ないことから、公私領域が扱う事象であると周知する必要があると考え、トークイベント・ワークショップを2017(平成29)年2月に開催し、約70名の参加者を得た。②高齢者問題については、過去2年度の公募にて提案数は多いが、公私領域の趣旨に合致した提案を多く得られていなかったため、領域が求めるプロジェクト像を伝えるワークショップを同年3月に開催し、約50名の参加者を得た。③サイバー空間での問題については、①②に比べると研究者や実践が多くないため、公開イベントではなく当該問題を扱う研究者数名に対して取り組みのヒアリング等を行い、あわせて公私領域の紹介を行った。これ以外にも、募集要項や募集説明会にて、領域が求めるプロジェクトを伝えた。
- 応募数は46件(前年度比1.49倍)となった。このうち公募に向けたワークショップの参加者からの応募が11件(内訳:DV3/高齢者9件 重複参加あり)あり、また、DVとその周辺の問題を扱う提案が7件(過去2年度は1件)に増加したことから、公募に向けたイベント開催と前後の広報に一定の効果を見てよいだろう。
- 採択は6件となったが、うち2件を1つのプロジェクトとして統合したため推進するプロジェクト数としては5件となった。統合プロジェクトは、2つの提案を統合することにより相乗効果を期待できたこと、公私領域のポートフォリオを充足するという観点から採択をしたものである。総括面談を行い、それぞれの提案の改善すべき事項を明確に伝えたいうで、他の提案との統合案を示しながら当方の要望を伝えた後、提案者側からの回答も加えて、統合プロジェクトとしての採択を決定した。
- 計画の妥当性等を確実に評価し、①DV(親密な関係性における被害等)、②高齢者問題(孤独死(2016(平成28)年度企画調査)、詐欺被害)、③サイバー空間での問題(青少年のネットリスク)と、ポートフォリオをカバーする採択結果となった。さらに、2016(平成28)年度企画調査であった発達障害成人の支援を研究開発するプロジェクトを採択した。

#### (募集・選考全体の結果)

- 以上のように、3回の公募を通じて、12ページ「1-4. 採択課題一覧」に示した13プロジェクトを採択した。図5(研究開発テーマのベン図に13プロジェクトの事象がわかるよう色分けして配置したもの)、図6(図4主な対象者/予防フェーズマップに13プロジェクトの事象がわかるよう配置したもの)としてポートフォリオを示す。



←図5 テーマ×事象で示すプロジェクト・ポートフォリオ

予防フェーズ	予防	発見・介入	アフターケア
対象者	ポピュレーション・アプローチ	ハイリスク・アプローチ	
幼児		森田 PJ	黒田 PJ
少年	鳥海 PJ	田村 PJ	
青年		石塚 PJ	
成人	藤原 PJ	島園 PJ	仲 PJ
高齢者		小賀野 PJ	村井 PJ
		渡部 PJ	

児童虐待

青少年のリスク

DV・性被害

障害・嗜癖

高齢者の孤立

←図6 主な対象者／予防フェーズ×事象で示すプロジェクト・ポートフォリオ

- 13 のプロジェクトのうち、「家庭や親密な関係の中で起きる危害の予防や早期発見・介入につながる」プロジェクトは藤原 PJ、森田 PJ、黒田 PJ、田村 PJ、仲 PJ である。「様々な問題を抱え孤立しがちな人びとを地域社会で支える」プロジェクトは、石塚 PJ、辻井 PJ、島園 PJ、小賀野 PJ、村井 PJ である。また、「周囲に語りにくい・自覚しづらい問題への気づきを高める」プロジェクトは、鳥海 PJ、大岡 PJ、渡部 PJ であった（参考資料 1 参照）。
- いずれの年でも苦慮したのが、情報通信技術（ICT）の利活用を前面に打ち出した提案の評価であった。公私領域が重視したのは、利用者視点でのアクセシビリティやユーザビリティを十分に意識した、実社会で使用される ICT の技術と持続的な運用の方策、つまり社会実装の観点である。領域設計時に設定していた IoT センサー技術、人工知能（AI）等を活用した提案が各年度一定程度あったが、この社会実装の観点が十分に説明され、また公私領域で研究開発する意義・目的が示された提案は非常に少なく、採択に至らなかった。また、工学系の研究開発として実施するには資金規模が少額で、成果を得られる見通しが立たないという問題もあった。

- ・そうした中でも、最終年度にネットいじめ等のサイバー空間上のリスクを工学・教育学等からバランスよく扱うプロジェクトを採択した。また、ICT を前面に打ち出すわけではないが、多くのプロジェクトで対象者と支援者とのコミュニケーションにスマートフォンアプリを用いる研究開発が行われ、結果を残した。
- ・企画調査については全 8 件を実施し、うち 4 件が次年度にプロジェクトとして採択された。他領域での反省も踏まえて、総括面談で企画調査の意義等を伝えたためか、プロジェクト提案にある 3 年間の計画を単に縮小したり一部分だけ実施したりするのではなく、半年間の妥当な調査が設定された。また、企画調査からプロジェクトに採択された多くは、企画調査で明らかになった課題を適切かつ柔軟に克服してプロジェクトとして再提案された。一方で、ICT 関係はプロジェクトと比較して企画調査を多く採択し、サイトビジットや意見交換を通じて課題を伝えてきたが、プロジェクト採択に至らないものが多く、ここでも上記の ICT 関係提案のむずかしさが表れた。なお、企画調査の募集枠の廃止は、査読・書類選考・面接選考の各プロセスにおいて評価をスムーズに行える等の効果があったと考える。

## 2-2. プロジェクト推進に関わる領域活動（ハンズオンマネジメント）

※本項は、中間評価用の活動報告書の内容を踏まえつつ、その後の活動について大幅な加筆を行った。

### （プロジェクト推進の基本的考え）

- ・各プロジェクトは採択候補となった直後に総括面談を実施、ここから領域マネジメントとプロジェクトの対話が始まる。全プロジェクトに共通して伝えたことは、①プロジェクトの最終的な目標は論文や学会での発表だけではなく社会実装であること、②社会実装のために現場とともに研究開発を進める必要があること、③領域マネジメントや他プロジェクトと密にコミュニケーションをとりながら横断的視点をもって問題の解決にあたることの 3 点である。これらが、プロジェクト推進の基本方針であり、研究開発を進める過程においても絶えず問いかけながらプロジェクトマネジメントを行ってきた。

### （研究開発計画の遂行のマネジメントとサポート）

- ・総括面談で、選考過程で把握した課題を採択にあたっての留意点として伝えたいと、研究開発計画書を作成させた。特に、公私領域が対象として掲げた問題の解決に貢献する「プロジェクトの終わり方」が見えていない、すなわち、研究開発成果をどのように社会に実装するかストーリーを立て、その実現への障壁の突破策を検討し、社会に実装していくという道筋が見えてないと判断したプロジェクト（13 件中 4 件）に対しては、当初半年間においてプロジェクトを推進しながら、並行して領域マネジメントとの意見交換（意見交換会と書面のやりとり）も重ね、次年度計画書にて社会実装の具体的道筋を示すようにした。
- ・計画書については、2016（平成 28）年度採択プロジェクトより中間達成目標を導入し、進捗アセスメントを確実に行うようにした。

- ・領域マネジメントとプロジェクトとの意見交換の場を設定し、年度末から年度初めに提出される計画書と報告書に議論の内容が反映されるように運用した。また、複数のプロジェクト合同による進捗報告会の場も設けた。プロジェクトとの意見交換は、できる限りプロジェクトの本拠地で実施するようにして、研究開発の実態を把握するように努めた。この他、プロジェクト主催のイベント等にも積極的に参加し、プロジェクトの進捗やステークホルダーとの関係性を確認してきた。
- ・本拠地に出向くという方針は、他に 2022（令和 4）年末まで合計 141 回に達したサイトビジットもあったことから、領域マネジメントには大きな負担となった。しかし、本方針は研究開発の実態を領域マネジメントが知るのに役立ち、また現場に赴く姿勢はプロジェクト側にも歓迎された。
- ・委託費については、各年度の研究計画策定時に、当初の全体計画時点での予算見込みから精査して適正な額を計上するように求めた。期中に研究費の使用見込みを問い合わせ、予算状況によっては必要に応じて追加配分をする、使用しない分は返還させる等、可能な限り柔軟に対応してきた。
- ・一方で、会議や計画書の修正等、プロジェクトの負担は他のファンディングの比べものにならず、領域マネジメント側も相当の-effort を割いているのが現状である。しかし、「『領域』サイドの問題意識や質問が絶えず投げかけられることで、プロジェクト側がニーズを汲み取り、自分たちならではのシーズを具体化できた」、「次第に領域の求めていることが明らかとなり、むしろ、わたしたちのこれまでの実践活動を『社会実装』という視点から、自覚的に展開していくべきであるとの共通認識に到達した」といったプロジェクトの意見からは、双方の根気強いコミュニケーションが重要である様子がうかがえた。
- ・こうした中間評価時の状況を踏まえて、プロジェクト・アドバイザーの両者がコミュニケーションの効果的な取り組みとして挙げた進捗報告会・意見交換会について、アドバイザーから、より踏み込んだ議論を行う必要性等が挙げられたことから、2017（平成 29）年度下期から「戦略会議」を導入した。戦略会議は、プロジェクトのグループリーダー等のコアメンバー、及び、領域マネジメントの 10 名程度の少人数でプロジェクトの課題や社会実装に向けた計画等を話し合うものである。プロジェクトの節目である年次計画書・報告書の作成段階（年度ごとの進捗確認）、中間時点（中間達成目標の達成状況の確認）、終了一年前・半年前時点（目標達成の可能性と終了後の展開見込みの確認）で開催され、意見交換の機会の定式化につながった。戦略会議は、前身の進捗報告会・意見公開会やプロジェクトの進捗にあわせた個別対応も併せて、2022（令和 4）年末までに 119 回開催された。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、研究機関の一時的な閉鎖等に加えて、公私領域の場合、福祉・医療・教育等の現場と連携して進めていたことから、プロジェクトの研究開発に大きな影響があった。領域マネジメントとしては、プロジェクトへのアンケートや戦略会議等で状況を把握しながら、JST の方針に従い<sup>18</sup>、一部のプロジェクトについては委託研究期間延長と予算繰越を実施した。また、一部のプロジェクトには予算の追加配分を行い、オンラインでの支援システムの構築等に充てた。さらに、2020（令和 2）年度と 2021（令和 3）年度のプロジェクト事後評価については、年度末まで研究開発を実施できるように、年度明けに評価を実施するよう、通常よりも後ろ倒しする配慮を行った。

### (担当アドバイザー制の導入)

- ・プロジェクトの対象とする分野に専門的に意見が述べられる、あるいは、プロジェクトマネジメントのアドバイスができるアドバイザーを、13プロジェクトそれぞれに2名ずつ担当アドバイザーとして配置した。
- ・担当アドバイザー制と戦略会議の導入が組み合わさることで、プロジェクトのハンズオンがより強力かつ効果的に行えるようになったと考えられる。戦略会議では、その場の個々の意見交換のみならず、終了後に領域総括と担当アドバイザーがプロジェクトに伝えるべき事項を整理して、領域総括名で文書を発出することで“領域としての”コメントを残す工夫を講じた。また、戦略会議で課題が確認されたプロジェクトに対しては、領域総括と担当アドバイザーで議論を行い、プロジェクトと面談や打ち合わせの機会を設けて、根気強くプロジェクトと対話を重ねた。
- ・一方で、担当アドバイザーのみが当該プロジェクトを把握する状況は避けた。自らが担当するプロジェクト以外のサイトビジットにもアドバイザーが積極的に参加し、また、領域会議では1時間程度をプロジェクトの進捗確認の時間に充て、サイトビジットの報告やトピックスを共有する等、評価専門アドバイザー（後述）を含めて公私領域全体でプロジェクトをみるようにした。2022（令和4）年末までに57回に達した領域会議は、領域マネジメントに共通理解を醸成し、一致して各プロジェクトに対応していくのに役立った。

### (ステークホルダーの巻き込み)

- ・2016（平成28）年度以降、選考時に補足説明資料にて成果の担い手・受け手の記載を求め、具体的にどのような協力体制が築かれているか採択前に厳しくチェックするようにした。
- ・採択候補となった提案に対しては、総括面談やキックオフ・ミーティングを通じて、実証フィールドが地方公共団体となる場合には、その地方公共団体と協定書等を締結するように求め、また、プロジェクト遂行中には地方公共団体と定期的な打合せを持つように促した。実際に複数のプロジェクトが地方公共団体と協定書を締結し、プロジェクトを進めた。
- ・回復や生活の支援に取り組む民間組織（NPO、セルフヘルプグループ、家族会等）が実証フィールドや連携先となるプロジェクトも存在した。このような場合には、実証フィールドとの連携が確立されていることを確認するとともに、成果がその実証フィールドのみにとどまらないように、普及・展開の方策について研究開発期間に検討し、実践するようにプロジェクトに求めた。
- ・ステークホルダーの巻き込みや関係性に懸念が見受けられるプロジェクトに対しては、ステークホルダーとの話し合いに領域マネジメントも積極的に関与した。例えば、プロジェクトの内容について意見交換できる地方公共団体をプロジェクトに紹介し、打ち合わせの機会を設定する等である。こうした場の設定は担当アドバイザーに力を発揮していただいた。
- ・公私領域の研究開発の最終受益者となる人たちは、被虐待経験がある人、障害や疾患を抱える人等、プライバシーの問題等でそもそもアクセスがむずかしい、あるいは、表に声を上げにくいケースが多いが、プロジェクトはこうした当事者たちを上手に包摂しながら、当事者とともに研究開発を行ってきた。

- ・また、プロジェクトの中には、児童虐待のシンポジウムに厚生労働省の審議官が参加する等、主務官庁へのアプローチに積極的な例もあった。この事例を受け、主務官庁等を含めたステークホルダーを巻き込むアウトリーチ活動に予算追加を行う措置を実施する等して、領域全体で意識の醸成を図った。

### (研究倫理、知的財産管理の強化)

- ・研究倫理については、初年度の運営評価委員会との意見交換会（2016年1月15日）の指摘を受け、研究開発遂行時に一層配慮するように各プロジェクトに指示するとともに、領域として管理を強化してきた。委託研究開発であることから、第一義的には大学等研究機関での倫理審査に委ね、領域としてはプロジェクトに対して研究倫理審査の状況を記載したシートの提出を求め、適切に審査を受けているか確認した。
- ・人文社会学系の研究者に馴染みが薄い知的財産については、社会実装を目指すうえでは、利益を生むことよりも、まずはリスクマネジメント（権利侵害の予防等）の観点から重要と考え、領域内の啓発に力を入れた。2017（平成29）年度のキックオフ・ミーティングでは、JST 知的財産マネジメント推進部からのレクチャの機会を設けるとい、RISTEX として初めての試みを行った。
- ・2018（平成30）年度の JST フェアには、2 プロジェクトが出展し、それを支援した。JST フェアは産業界を中心とするもので、成果の技術移転先や共同研究パートナーを求めて成果をアピールした。
- ・このように知的財産の意識を高めたことが特許出願 5 件、商標出願 3 件につながり、また、著作権の権利整理に努めるプロジェクトも複数みられた。これらの知的財産の確保は、社会技術の研究開発成果の定着・普及においても重要であるとの手ごたえを得た。

### (研究開発成果の定着に向けた支援制度の設定と運用)

- ・中間評価時に「RISTEX への提案等」の項目に「PJ 成果（プロトタイプ）の社会実装支援（仮）」として要綱案を示したものは、運営評価委員会からは「前向きで積極的な提案」とされた。その後、領域マネジメントで検討を進め、主監会議への報告等を経て、「研究開発成果の定着に向けた支援制度（成果定着支援制度）」として、2018（平成30）年度より公私領域内に設定された。
- ・本制度における成果の定着とは、社会技術の研究開発成果及び社会実装の姿は多様であり多義的であることを前提に、その多様な社会実装の姿のうち、事業を継続する仕組みが構築され研究開発成果を活用して最終受益者に何等かの便益をもたらしている状態を研究開発成果の定着と定義した。そして、研究開発プロジェクトにおいて、研究開発成果の創出にとどまらず、成果の定着に向けた準備も切れ目なく行うことで、速やかに成果の定着につなげることを目的とした。
- ・研究開発成果が定着するには、研究開発プロジェクトの終了後に社会の問題に取り組む当事者（研究開発成果の担い手として、最終受益者に何等かの便益をもたらすことを本業とする機関）が主体的に研究開発成果を定着させるのが重要と考えた。彼らが研究開発成果を活用して現実の問題に取り組むにあたり、構想を練り、計画を立て、計画を実行する過程を後押しするもの

である。そのため、研究代表者に加えて、社会の問題に取り組む当事者の代表となる協働実施者の参画を条件とした。

- このように本制度は、研究開発プロジェクトの計画の未達部分を手当てするものではなく、上に説明した通り目的や評価基準を明確化したものであり、プロジェクトに対しては説明会を実施して趣旨を十分に理解いただいたうえで申請を受け付け、厳格な適用審査を行った。
- また、適用審査を進める過程で、定着支援期間中の協働実施者を含めた新たな体制構築と審査対象となる事業構想の作成には、領域マネジメントの積極的関与が必要であるとの考えに至り、2019（令和元）年度以降は希望するプロジェクトに対して事前に戦略会議を複数回実施したうえで、申請書をプロジェクトが作成するようにした。
- 適用となった5つのプロジェクトには、適用に向けた留意点を示し、担当アドバイザーを中心に戦略会議を重ねながら推進した。コロナ禍が続いたため、会議や打ち合わせの多くはオンライン対応になったが、当初研究開発期間と同等もしくはそれ以上に密なコミュニケーションを図った。また、当初研究開発期間に比べて、大学の知財系やリエゾン系の部署の積極的関与を求めて、サポートを得たことは特徴的なポイントである。

## 2-3. 領域としての成果創出を目指す領域活動

※本項は、中間評価用の活動報告書の内容を踏まえつつ、その後の活動について大幅な加筆を行った。

### （プロジェクト間連携の促進）

- 初年度よりプロジェクト間の連携を推進してきてきた。これは公私領域が横断的視点を重視して領域運営を進めたためである。
- 選考段階で、公私領域の他プロジェクトとの協力・連携関係、あるいは補完・支援関係を構築することによる成果の応用の可能性や領域全体への貢献の可能性を、提案書の任意記載で求めるようにしたため、年度が進むに従い、採択前からプロジェクト間連携の構想が練られる等、早期の連携がみられるようになった。
- この他、プロジェクト間連携企画に予算追加を行う等、連携を促す仕掛けを多数行ってきた。
- さらに、新規プロジェクト、既存プロジェクト、領域マネジメントが一堂に会したキックオフ・ミーティングを採択直後に行うことで、プロジェクト内容や横断的課題を共有し、公私領域が一体となり問題解決する意識を高めた。この他、領域合宿や合同の進捗報告会等を開催し、プロジェクトの問題意識の相互理解や知見の共有等を図った。これら領域全体会議を通じて、共通課題も練り上げた。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により2020（令和2）年3月に大阪で予定していた領域合宿は中止となる等、公私領域終盤のプロジェクト間連携はコロナ禍により、当初の勢い通りに進められなかった面もある。しかし、同年10月に3日間のオンラインによる全体会議を開催する等、工夫を講じてきた。多様な形式での領域全体会議は、2022（令和4）年末までに合計8回開催された。
- 13プロジェクトが一堂に会すると、児童虐待、嗜癖・嗜虐、DV、性被害、発達障害、セルフネグレクトの高齢者等の話題が交わされ、一見すると別次元の話しに見える。だが、支援の現場

では、まさにこれらの問題を個人や家族が多重に抱えるケースに対応しており、近年顕在化してきている<sup>19</sup>。その意味でも、事象を横断する公私領域のアプローチは重要と考えられた。

- ・プロジェクト実施者からは「異分野の研究者や実務家の問題意識を知ることができた」「領域全体の中に位置づけて考えることができた」等の回答が得られ、研究活動へ良い影響を与えたと考えられる。一方で、連携を進める中では様々な壁があることも事実である。研究データや成果等の共有には慎重な声が多く、また、プロジェクトの進捗度合いの違いが連携を阻むケースもあった。

#### (個人情報研究会の活動)

- ・「個人情報保護法制の見直しを目指す研究会（個人情報研究会）」は、プロジェクトによる被虐待児、認知症高齢者等の支援に関わるボトムアップの研究開発から浮かび上がった共通的な課題である個人情報の保護と活用に関する検討を集中的に進めるため、複数のプロジェクトから個人情報に関わる研究者を集め、領域マネジメントと混成で組織した。2017（平成 29）年から2019（令和元）年まで約 2 年間、13 回の研究会を実施した。
- ・プロジェクトからの事例提供、研究会メンバーからの国内外の先進事例等の提供をもとに、判断能力が不足する人の同意取得、第三者提供の例外規定の運用を中心に、法整備に関わる方向性を要約した。
- ・その過程で、プロジェクトに関連する地方公共団体職員、研究会メンバー、アドバイザーらの意見交換会、5 つの地方公共団体に対する仮想事例を用いたヒアリング調査等（2018（平成 30）年度実施）を実施して、地方公共団体の実態把握にも努めた。
- ・2018（平成 30）年 3 月にはシンポジウム「社会的弱者を支える個人情報の活用～新たな制度の可能性」を開催した。個人情報研究会のメンバーの他、情報学が専門で個人情報保護委員会の委員（当時）であった研究者にも登壇いただいた。代諾者の選定、同意の取得方法、あるいは第三者提供の例外規定の適用等、支援現場が迫られている同意をめぐるむずかしい判断について、問題提起と解決策についての議論を行った。
- ・個人情報保護法は 2017（平成 29）年改正において、いわゆる 3 年ごと見直しが附則されており、2019（令和元）年から見直しが本格化したため、その中間整理や制度改正要綱のパブリックコメントに、研究会メンバーが研究会の議論を踏まえてコメントを提出した。また、並行して、個人情報保護委員会と情報交換を行った。

#### (アウトリーチ活動：イベント)

- ・公私領域ではこれまでに表 2 の通り、外部に向けたイベントを開催してきた。それぞれ異なる目的で行っているが、ステークホルダーの声をきく機会としての位置付けは共通している。例えば、2015（平成 27）年度に開催したシンポジウムは、次年度公募に向けて領域として強化すべき地域での実践や ICT の利活用をテーマにフロアとの対話を行ったが、この中で複数の参加者から「予防」の重要性が指摘され、公私領域としてもこの点を重要視していくことになった。このようにイベントで得た外部の声を領域活動に適宜反映させるよう努めてきた。

表 2 領域主催の公開イベント

実施年月日	会名	場所
2016年2月21日	公開フォーラム「変容する社会と「私」の安全ー「公」との新しい“間”を考えよう」	一橋大学 一橋講堂
2016年9月11日	シンポジウム「判断能力が不十分な人の個人情報保護について考える」	全国町村会館
2016年10月19日	セミナー「安全な暮らしをつくる個人情報の保護:高齢者の見守り」	TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター
2016年11月20日	シンポジウム「安全な暮らしをつくる個人情報の保護を考える:児童虐待対策における多機関連携」	フクラシア東京ステーション
2017年2月12日	トークイベント・ワークショップ「ドメスティック・バイオレンスと、いま、どう向き合うか」	エステック情報ビル
2017年3月20日	ワークショップ「高齢者の安全な暮らしを、いま、どうつくるか」	フクラシア東京ステーション
2018年3月12日	シンポジウム「社会的弱者を支える個人情報～新たな制度の可能性」	フクラシア丸の内オアゾ
2020年11月21日	サイエンスアゴラ 2020 企画「「マルトリ予防」と「とも育て」ってなんだろう？」	オンライン
2021年11月6日	サイエンスアゴラ 2021 企画「マンガで話す みんなのリアルー中高生SNS編」	オンライン
2021年12月27日	フォローアップセミナー第1回「クラウドファンディング」	オンライン
2022年3月2日	フォローアップセミナー第2回「PFS/SIB(成果連動型民間委託契約方式)」	オンライン
2022年8月15日	フォローアップセミナー第3回「研究開発と人材育成の両立を目指して」	オンライン
2023年1月31日	トークイベント「子どもの“傷つき”にどう気づく?～二次被害を生まないために、わたしたちができること」	オンライン

※実施年は西暦のみで記載した。

- ・2016（平成28）年度に開催した3回の連載セミナー「安全な暮らしをつくる個人情報の保護」は、プロジェクトを横断する領域全体の課題として像を結びつつあった個人情報の問題を、高齢者の安全と児童虐待を例に検討し、課題を具体化する目的で行った。そこで、例えば、児童虐待の回では、リアクションペーパーやアンケートで、地方公共団体職員、警察、検察等の現場の方々からの具体的かつ率直な意見をいただくことができ、現場の声を取り入れて個人情報の問題を考える契機となった。
- ・中間評価時点では公募最終年であったことから公私領域の周知や公募を意識したイベントも多かったが、その後は、成果の担い手・受け手に向けた成果の発信、及び、フォローアップセミナー（後述）を開催した。
- ・2018（平成30）年3月には、先に説明したように、個人情報研究会での検討を踏まえたシンポジウム「社会的弱者を支える個人情報の活用～新たな制度の可能性」を開催した。
- ・2020（令和2）年度と2021（令和3）年度には、プロジェクト関係者やアドバイザーと協力して「サイエンスアゴラ」に出展した（いずれもオンライン開催）。「Life」をテーマにしたサイエンスアゴラ2020には「「マルトリ予防」と「とも育て」ってなんだろう？」と題し、研究開発

成果をもとに、多くの人々の関わりの中で子どもを育てる「とも育て」をどう地域で育むか、ライブアンケートシステムを用いて視聴者とともに考えた。「Dialogue for Life」をテーマにしたサイエンスアゴラ 2021 には「マンガで話す みんなのリアル—中高生 SNS 編」と題し、研究開発成果をもとに、子どもたちの SNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）の使い方や人間関係の構築を、子どもと大人も一緒に対話をしながら考えた。

- 2021（令和 3）年度から 2022（令和 4）年度には、プロジェクトのフォローアップの一環として 3 回のオンラインセミナーを連続して開催した。領域活動を通じて、社会技術の研究開発にも死の谷が存在すること、さらに、法律や制度等が壁になって一層深い死の谷になる場合もあることが明らかになってきた。そこで、死の谷を乗り越える方法をプロジェクトに示唆する内容として 2021 年 12 月にはクラウドファンディング、2022 年 3 月には PFS/SIB 成果連動型民間委託契約、2022 年 8 月には研究開発と人材育成の両立をテーマに開催し、RISTEX 内の他領域にも展開する等、共有知化を図った。

#### （アウトリーチ活動：領域ウェブサイト／フライヤー）

- 公私領域ウェブサイトは 2015（平成 27）年 12 月より作成に入り翌年 4 月に開設したが、その中で公私領域のロゴ等のコンテンツも揃えた。だが、当初のものは、募集要項等に基づき領域の説明を行っていたため、学術的な研究開発を中心に据えると、広く一般市民に情報が到達しにくくなる恐れがあった。実際に、募集説明会等で公私領域の説明がむずかしいと思う場面に直面することもあり、懸念があった。そこで、アドバイザーとデザイン会社に協力いただき、「助けての声をひろいあげたい」というキャッチコピーを統一的に用い、また、記載内容もできる限り平易な表現にするように留意したウェブサイトに改装し、併せて領域フライヤー（参考資料 1）も作成した。
- 公私領域ウェブサイトでは、領域やプロジェクトのイベント情報等の掲載し、更新頻度を高くして公私領域の最新の動きを発信するように努めた。また、プロジェクト終了時点でプロジェクトページを改装して成果を掲載するようにしたところ（他領域では領域終了時点で成果を掲載することが多かった）、プロジェクトからも広報に役立つとのコメントがあった。

#### （アウトリーチ活動：メディア展開等）

- 多くのプロジェクトが TV 番組や新聞で取り上げられ、また、各地から講演依頼が寄せられる等、社会的な関心を高めてきた。また、定期的にメディアセミナーを行うプロジェクトや、プレスリリースを行うプロジェクトもあった。また、研究機関と JST の共同プレスリリースも数件実施した。
- プロジェクトのメディア展開と領域ウェブサイトでの情報発信は相乗効果を生んだと考えられる。公私領域が取り組む社会課題について社会的に関心が高まると、公私領域ウェブサイトの成果発信ページのビュー数が伸びたり、問い合わせが寄せられたりした。
- こうしたプロジェクト中心のメディア展開に加えて、公私領域として力を入れたのがイベントとの連動であった。サイエンスアゴラ 2021 に出展した「マンガで話す みんなのリアル—中高生 SNS 編」は、プロジェクトが制作したマンガ教材「ほんとうのこと」を読んだ「リアル」な感覚を、各地の中学生・高校生の約 50 名からオンライン投票ツールで聞きながら進行した。イ

ベントは完全オンラインで実施したが、参加中の学校にメディアが現地取材をする等して、新聞や雑誌で多数取り上げられた。メディア掲載の効果として、マンガ教材のダウンロード数が700件に達した。メディアを通じて、当事者である中学生・高校生たちの声を社会に届けて、ネット問題を提起できたことは、中間評価時に指摘されたアウトリーチの強化が実ったものと考えられる。

#### (領域内外のステークホルダーの巻き込みとその工夫)

- ・領域アドバイザーは、産・学・官・民の立場、領域が取り組む幅広い問題の専門性やファンディングマネジメントへの理解等のバランスを考慮して配せられた。公私領域が扱う事象は子どもから高齢者まで多岐にわたるため、それぞれの事象に詳しい専門家に領域アドバイザーを委嘱することにした。なお、アドバイザーの多くは、公私領域発足前の企画段階のワークショップ等の参加者である。その後、プロジェクト事後評価と成果定着支援制度の適用審査を開始した2018(平成30)年度から評価専門アドバイザーとして、新たにアドバイザーを委嘱した。評価専門アドバイザーは、成果の定着・普及への助言等を期待して、評価の専門家とNPO等の現場に精通してマネジメントに長けた専門家を選んだ。
- ・プロジェクトの事後評価に際しては、プロジェクトの研究内容と領域への貢献の二側面から評価を実施した。研究内容については、新たな学術的知見や方法論の創出に加え、成果の社会での活用可能性も評価した。評価専門アドバイザーは、主として後者に対する評価に専門性を発揮した。
- ・各プロジェクトにおけるステークホルダーの巻き込みに、上記のアドバイザーらを含めた領域マネジメントが積極的に関与してきたことは、「2-2. プロジェクト推進に関わる領域活動(ハンズオンマネジメント)」で示した。また、共通課題1の個人情報に関しても領域外のステークホルダーを巻き込んできたことはここまで説明してきた通りである。
- ・公私領域期間延長に伴い想定外で可能となったプロジェクトのフォローアップの拡充においては、支援情報の提供や支援機関とのネットワーキングの場を提供するために、フェーズⅠとしてプロジェクトの取り組みや成果を発展させる情報を持っていたり、資金獲得や事業運営等を支援していたりする15団体と試行的に情報交換を行い、公私領域(及びRISTEX)の新たなステークホルダーを探索した。フェーズⅡとして、各団体等の取り組み事例等を研究プロジェクトに紹介するフォローアップセミナーを開催した。また、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用の指定団体である一般財団法人には、公私領域からプロジェクトの取り組みや成果を紹介し、連携・協働の可能性を探り、調整を行い、複数のプロジェクトと資金分配団体との意見交換等を実施した。
- ・なお、上記一般財団法人には中間支援組織を含めた多様な公益活動の団体が集まるので、RISTEXの研究開発成果を提供できる可能性があるのに加えて、社会で今何が求められているかを知る連携先としても有益である。これを利用することで社会ニーズに沿ったプロジェクトが設計でき、またプロジェクト期間中に社会実装をトライアルする現場として連携できる可能性もあるという点を付言する。今後、RISTEXとして連携を深めていただければ幸いである。

### 3. 目標達成の状況等（アウトカム）

#### 3-1. 目標達成の状況

（領域目標の達成状況について）

- ・領域目標の達成については、次のように達成された。

(A) 世帯の小規模化や高齢化、サイバー空間の拡大による親密圏の変容を踏まえて、発見・介入しづらい空間・関係性における危害、事故の予防（予見、介入、アフターケア）に資する新たな手法を現実の問題とニーズに基づいて提示する。

- ・領域マネジメントは、対象とする社会課題についてポートフォリオを作成し、介入、アフターケアに関わるプロジェクトだけでなく予防に関わるプロジェクトも採択するように努めた。採択した各プロジェクトに対しては、現実の問題とニーズに基づいて研究開発するようにハンズオンで様々なサポート（介入・指導・支援）を行ってきた。それにより、各プロジェクトは現場と協働しながら、それぞれの目標達成に向けて研究開発を進め、新たな手法のプロトタイプを提示した。
- ・特に、予防に関わるプロジェクトでは、ビッグデータを積み上げ、それを解析することによりハイリスクの対象者を特定して対応する新たな手法を提案できた。例えば、全国の児童相談所・一時保護所等に蓄積されたビッグデータをもとに児童虐待のリスクを予測する技術や、妊娠届を活用してハイリスク家庭を抽出することによって保健師を支援する技術等の成果を生むことができ、実用に供されている。また、未成年者のネットリスクを検出しハイリスク者に早期に対応することで被害を防止するとともに、悪意を持って誘い出し等をたくらむ大人を早期発見する技術も開発され SNS 事業者に試験実装されている。特殊詐欺への抵抗力を判定することによって、ハイリスクの高齢者を抽出する技術についても研究開発は進展した。抽出に用いる質問のうち、主要な数問だけを用いて高齢者に注意を促すという活用事例も生まれた。また、一部のプロジェクトは成果定着支援制度のもとで、新たな手法の提示にとどまらず、研究開発成果が社会に定着する準備を整えることができた。

(B) これらの成果をもとに、親密圏における危害や事故の低減に資する制度・政策とその実現可能性を提示する。

- ・制度・政策を研究開発対象としたプロジェクトでは、海外との比較研究等も行いながら日本社会に適合的で、現実の問題の解決に資する制度に向けた提言等を行ってきた。特に、地域で多機関・多職種が連携して対象者の情報を共有して支援につなげる地域協議会（要保護児童対策地域協議会、消費者安全確保地域協議会等）の課題を明らかにしながら強化をする方策等について成果をあげた。また、説明してきた通り、これらのプロジェクトの取り組みを領域マネジメントが俯瞰することで、プロジェクト横断的に個人情報保護を最優先するのではなく個人の保護のために関係者の間で個人情報を活用する重要性を見出し、改善提案を行った。

(C) 提示する取組や施策が継続的に実施されていくために、社会システムへの統合可能性という観点で、これらの手法を導いた思考・考え方を共有するネットワークを構築する。

- ・領域マネジメントは、プロジェクト間連携、合宿等の領域全体会議による公私領域内のネットワーク構築、アウトリーチや個別の働きかけによる領域外とのコネクション構築を行ってきた。研究開発成果を相互利用するといったプロジェクト間連携が具体的に進捗した。

- ・一方、プロジェクトは、ステークホルダー協働による研究開発に取り組み、現場の多機関・多職種連携に関するプロトタイプを提示し、一部は社会での活用が進んでいる。例えば、対象者と周辺の関係者を結ぶコミュニケーションツールとして、発達障害成人による自己診断と家族・支援者の診断のずれを示すことで発達障害成人が自己改善に向かうように支援するアプリは全国の事業所で活用が開始され、独居高齢者の生活を地域で支える地域見守り活動のために、関係者間で情報を共有するアプリの地域での利用が始まっている。

- ・以上に説明した通り、目標 (A) (B) (C) は達成された。領域マネジメントの活動とプロジェクトの研究開発により様々な成果が生まれたことは、「親密な関係の中で起きる危害を予測・予防し、早期発見・介入ができる社会」、「周囲に語りにくい・自覚しづらい問題への気づきが高い社会」、「様々な問題を抱え孤立しがちな人びとを地域が支える社会」に向けて貢献するものである。

#### (共通課題に対する成果)

- ・「1-2-2. 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法」にて示したように、上記の公私領域の目標に対して、領域のアクティビティの中で領域活動レベルに落とし込んだ4つの共通課題を設定していたことから、目標達成の根拠として、共通課題に対する成果について以下に説明する。

#### (課題1) 個人情報の活用

- ・対象者の支援や社会的包摂のために個人情報を活用する社会の実現に向けて、特に取り組んだのが、判断能力が不足する人の同意と第三者提供の例外規定の運用について論点を整理して法整備等の方向性を示すことであった。具体的な活動状況は「2-3. 領域としての成果創出を目指す領域活動」にすでに示したが、シンポジウムやパブリックコメント等で提言を続けた。

- ・2020(令和2)年に成立した改正個人情報保護法に関連して、例えば『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱<sup>20</sup>』に、研究会の議論と方向性を一にする内容が示された。「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」の項目において、ビッグデータを用いて社会的な課題を解決する動きが見受けられる中、事業者がデータを利活用できる環境を後押ししていくことが望ましいこと、さらに、利用目的や第三者提供の例外規定が厳格に適用される傾向があることから、想定されるニーズに応じ、ガイドラインやQ&Aで具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進することとすることが指摘された(大綱22-23頁)。そして、ガイドラインの通則編に関するQ&A及び行政機関等編のQ&Aにおいて、判断能力が十分でない者に関わる同意の扱い方、外部提供、利益相反の考え方、また、緊急時の情報共有の考え方等が、具体的な場面に即して

示されるようになりつつある<sup>21</sup>。

- また、3年ごとに見直しでは、民間、地方公共団体、独立行政法人等の3本になっていた個人情報保護法を1本の法律に統合して、地方公共団体の個人情報保護制度についても個人情報保護委員会に所管を一元化する大きな変化が生じた。これは、社会のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、EU一般データ保護規則（GDPR）等への国際的な制度との調和等が地方公共団体の個人情報保護制度に対しても求められたためであるが<sup>22</sup>、データ流通の障壁となっていたいわゆる個人情報保護条例2,000個問題は、対象者の支援や社会的包摂を目指すうえでの障壁にもなっていた。公私領域では、各地方公共団体が条例で対応する方法では、条例間の細かな差から地方公共団体を越えての対象者の保護が進まない恐れを明確に指摘してきた<sup>23</sup>。現行の個々の個人情報保護条例を原則廃止して全国共通ルールにするという一元化に向けた見直しは進んで、2023（令和5）年4月から全面施行される。この動向が具体的な支援の現場等でどのような作用をもたらすのか現時点で評価はできないが、共通課題1に対してインパクトをもたらす変化であることは確かである。
- 上記の個人情報保護法をめぐる動向と公私領域の活動との直接的な因果関係を示すことはできないが、領域が様々な方法で情報発信してきたことは、現場で生じている個人情報をめぐる具体的な課題や論点を整理し可視化して社会に示す有意義なものであったと手ごたえを得ている。また、個人情報をめぐる課題や論点の整理は共通課題2の地域内公／私連携にも寄与するものであった。その成果は、個人情報研究会のメンバーやその他プロジェクトの研究者も執筆者となった『公私で支える高齢者の地域生活第3巻 認知症と情報』（藤田卓仙・小賀野晶一・成木迅編、勁草書房、2019年）に、地域で高齢者を支える際の多機関での情報共有や児童虐待対応時の要保護児童対策地域協議会等の事例を示した。

#### （課題2）地域内公／私連携

- 安全な社会の構築という大局的目的を達成するために、異なる所掌範囲や機能を持つ公と私にわたる様々な組織が連携を強化するための先行事例を実現していくことに取り組んだ。中間評価時点でプロジェクトに対して期待した成果を得たと考えられるため、以下には代表的成果を示す。
- 予防と低減という観点から、嗜癖・嗜虐行動について懲罰や医療的治療に加えて、当事者と関係者が力をあわせる“えんたく<sup>24</sup>”の仕組みの研究開発に取り組んだ。“えんたく”は急いで結論を出さずに、当事者・支援者がそれぞれ考えを共有しながら、じっくり考えて少しずつ前に進んでいくことを促す。当事者を中心に据え、公的セクター（警察、検察庁、裁判所、矯正・保護施設、医療機関、福祉施設、地方公共団体等）と私的アクター（家族、友人、地域社会、民間支援団体等）が参加する実践を繰り返し、“えんたく”の基本モデル（理念・内容・種類・研修・教材等）を確立した。成城大学治療的司法研究センター、龍谷大学ATA-net研究センター等の研究調査機関が組織されて研究や啓発を継続している他、成果定着支援期間中に研究代表者が設立した一般社団法人刑事司法未来ではプロジェクト終了後も事業を継続している。また、京都府と共同で“えんたく”を実施する等、2016年（平成28）年末に施行された再犯防止推進法による地方公共団体での再犯防止の取り組みに寄与した。
- 虐待被害等が疑われる子どもの心理的負担を最小限にしつつ事実を正確に引き出すための多専

門連携による司法面接法及びその研修プログラムの研究開発に取り組んだ。2015（平成 27）年 10 月に児童相談所、警察、検察の三者が連携して事実確認を行うことを推進するいわゆる「協同面接」に関する通知が厚生労働省・法務省・警察庁から発出され、司法面接への社会的要請が高まる中でプロジェクトは推進された。329 名の研修参加者（プロジェクト主催の研修参加者数。機関主催の研修を含めるとプロジェクト期間中は約 6,000 名に提供）を得、研修を担うことができるトレーナーは 65 名育成し、目標を上回る成果があった。成果定着支援により立命館大学で研修事業が継続的に実施されることになり、プロジェクト終了後も事業を継続して研修受講者とトレーナーを増加させている他、各地域でトレーナーが研修を担う等、多専門連携による司法面接法の普及・定着が進んでいる。また、知的障害等がある性犯罪被害者を対象に検察と警察の連携による代表者聴取（司法面接）が地方検察庁 13 庁で試行される等、児童虐待以外の分野にも展開している。

- ・警察の立場や考えが他機関に理解されていない現状が多機関連携の障壁になっているという問題意識のもと、警察の刑事的介入を関係機関に対して「見える化」する研究開発に取り組んだ。児童虐待等の事案に対して警察が刑事的介入を行う際の判断や捜査の特徴等を解明し、その学術的知見に基づき『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』を作成し、全国の児童相談所等に提供を行い、関係機関の連携のための相互理解の増進に寄与した。プロジェクト終了後には、同ハンドブックに呼応する『警察官・警察職員のための「児童福祉が分かる」ハンドブック』が、厚生労働省の 2021（令和 3 年度）の調査研究の成果物として作成される等の展開があった。この作成には旧プロジェクトメンバーが関与した。
- ・大都市の中には外国人居住者等の援助希求の声を上げにくい人々がいるが、潜在的な地域資源と位置付けられる宗教組織を含め、多様な公的・私的支援機関の協力を得て、人々が気軽に集い交流できる集いの場を作り上げてきた。このような場は、生活課題を持つ人の早期発見や危機介入につながるだけでなく、支援者同士の連携促進に有効であり、プロジェクト終了後も活動が続いている。
- ・以上に説明した通り、安全な社会の構築という大局的目的を達成するために、異なる所掌範囲や機能を持つ公と私にわたる様々な組織が連携を強化する成果が得られた。

### （課題 3）人権教育と対人援助職の能力強化

- ・学校教育用の教材や対人援助職向けの専門教材の作成には、多くのプロジェクトが取り組み、その多くの成果が、すべてまたは一部がインターネット上に掲載する等で誰もがアクセスできるように提供されている。以下には代表的成果を示す。
- ・インターネット上で生じる問題は実態が把握しづらいため、未成年者本人の自主的な対応力を高めるためのネットリスクに関わる教材の研究開発に取り組んだ。利用されるデバイスやアプリに変化があっても対応できる力を身につけること、また、教員側に特別の研修がなくとも実施が可能であることを念頭に、ワークシートやマンガ等の教材及び教員用マニュアルを制作した。自習時間や一般の教科の授業内で利用できるようにする、生徒の実情を浮かび上げらせ教材化して特別の知識がなくとも授業できるようにする、といった工夫をした。これらは、教員が急いで回答を与えるよりも、生徒が自ら考えることを重視した“えんたく”的手法の教材となっており、学習者起点の教育で活用できる。

- ・なお、この取り組みと並行して、加害者側へのアプローチとして、個人情報保護や通信の秘密を考慮して、言語情報を利用しないアルゴリズムを開発し、計画的に誘い出し行為を行っているユーザー等を検出する技術の開発を行い、SNS 事業者で試験的な運用が開始されている。
- ・虐待が子どもの脳の発達や心身の健康に与える影響を自然科学の見地から明らかにしながら、経済的困難や家庭内不和、養育者の心の問題について人文・社会科学の知見により読み解くことで、虐待が発生するメカニズムを多面的に示しながら、養育者支援推進のための提言をまとめた。この研究成果に基づき、母子保健・児童福祉・精神保健等の養育者に関わる多分野の支援者が共有し活用できる、養育者支援のための研修資料やプログラム、一般向け啓発資料の開発を行った。これらの資料・研修プログラムは、一般社団法人日本家族計画協会が運営する「マルトリ予防 WEB サイト」から誰もが無料で取得でき、1,000 件以上の利用がある。また、協働で開発を進めた大阪府こころの健康総合センター・豊中市・枚方市で継続的に利用されている。
- ・暴力等の被害者が持つ心身の影響について知識に基づいた援助（トラウマインフォームドケア：TIC）を身につけ、トラウマを抱えた人を理解してサポートする、また、ケアをコーディネートする人材等を育成するプログラムの研究開発に取り組んだ。近年、トラウマインフォームドケアは、医療・福祉等の対人援助を中心に社会的に注目されるようになりつつあるが、本プロジェクトは犯罪被害者支援等の領域に対象を広げて地域実践を視野に人材育成を進めたことに特徴がある。定着支援期間にサポーター養成のためのオンライン講座を開始し、サイト登録者数は 600 名を超えた。研究代表者が設立した一般社団法人 TICC ではプロジェクト終了後も研修事業を軸に「こころのケガを癒やすコミュニティ事業」を展開予定である（2022（令和 4）年度が最終年度）。なお、TIC の実践に“えんたく”手法を用いる等、プロジェクト間連携が促進されたことも成果の創出に役立っている。
- ・これらの学校教育用の教材や、対人援助職向けの専門教材、さらには一般市民向けの教材は関係者、あるいは関心を持つ市民による利用が開始されている。

#### （課題 4）成果の普及・展開

- ・「社会実装」に向けた具体的準備は、領域マネジメントによるプロジェクトのハンズオンのサポートのもとで理解が醸成されて各プロジェクトにおいて進められた。共通課題 2 と 3 の成果もその経過を経て生じたものだが、ここでは地方公共団体への成果の普及・展開の事例と、成果定着支援制度を活用した成果の普及・展開の促進の事例を示す。
- ・妊娠期から児童虐待や DV を予防するためにハイリスクを抽出するアルゴリズムと保健師の活動を支援するアプリの研究開発に取り組んだ。協定書を結んだ東京都足立区で実証実験を行い、乳児虐待割合が低くなる可能性を確認した（虐待割合（アプリ利用有）0.82%、（アプリ利用無）1.5%）。また、アプリでの支援システムの費用便益分析も行い、頭部外傷の発生率から推測した直接入院医療費を年間約 1,000 万円削減できる可能性があることがわかり、アプリの維持コストを差し引いても費用便益は大きいと考えられた。プロジェクト終了後、アプリを利用した支援は足立区で継続されている。
- ・一方で、地方公共団体は他地域展開の主要な担い手とはなりにくいことから、終了プロジェクトに対する領域マネジメントからのフォローアップの一環として、複数の地方公共団体に対して、行政課題に対応した成果指標の設定方法やインセンティブ手法等を示しながら、提案等を

行っている。こうした成果指標の設定等には、プロジェクト期間中に取り組んでいた、有効性等について定量的に根拠を以て示すという研究が役立っており、直前に説明した虐待割合の相違はその一例である。

- ・領域マネジメントが強く求めた研究開発成果の社会への定着について、その担い手をどのように確保するかは多くのプロジェクトで課題となった。直前で地方公共団体への普及について説明したが、それ以外への普及についても課題が顕在化した。これについて、既存の民間団体を活用する、新たに民間団体を設立する、大学が事業として継続する等、それぞれのプロジェクトは様々な形態で担い手を確保した。
  - ・既存の民間団体（NPO）を活用した事例には、発達障害等の成人当事者への支援プロジェクトがある。このプロジェクトでは発達障害等の成人当事者の地域での日常生活や余暇を、アプリを用いて支える仕組みの構築に取り組んだ。アプリは多くの当事者や支援者らの意見を反映させて制作されて、当事者の使いやすさ、支援者の業務スキルの向上等に工夫がなされており実用性が高く、当初研究開発期間終了時点で、全国 50 か所の事業所等での利用も始まった。また、発達障害に限らず生活困窮者支援等への活用に波及しつつあり、厚生労働科学研究費での調査研究等にもつながる等、多様な対象への支援に展開されることが期待されている。成果定着支援制度の適用期間中には、成果の担い手となる協働実施者として既存の NPO を設定し、アプリの将来的な運用を見据えた体制構築、人材育成のための研修会やデータの利活用に関する仕組みづくりに取り組みながら、事業計画を作成している。その一環で、参画機関の役割分担と責任の明確化、個人情報等の取扱い等の整理、利益相反マネジメント、研究機関からの知的財産の譲渡等も領域マネジメントがサポートしながら実施した。このような経過を経て、プロジェクト終了後は NPO の事業の一部としてサービスを提供する予定である（2022（令和 4）年度が最終年度）。
  - ・新たに民間組織を設立したプロジェクトもある。すでに説明した一般社団法人刑事司法未来や一般社団法人 TICC の設立がその事例である。また、司法面接法及びその研修プログラムは大学による事業として継続されている。
  - ・フォローアップセミナーの第 1 回で取り上げた研究開発資金を募るクラウドファンディングは、研究開発自体への理解者を増やすのに有効である。平易な表現で研究開発の内容を説明して賛同者を募り、たとえ失敗してもそれをきちんと賛同者に報告していくことによって理解が増進されていき、後々の資金獲得に役立つようになる。第 2 回で取り上げた PFS/SIB 成果連動型民間委託契約は、地域課題を解決するために研究開発成果が利用する際に適用できる仕組みである。PFS/SIB には実施した成果を定量的に評価するプロセスが内包されているため、評価結果がエビデンスとなって、次の地域への説得が容易になるという効果がある。直前で説明したように、期間中に定量的評価の手法を開発したプロジェクトもあり親和性は高い。第 3 回の人材育成は、社会技術の研究開発成果を全国に普及していくための「大学発ベンチャー」に相当する活動であり、研究者だけでなく、大学に設置された技術移転機構（TLO）に相当する機関等の協力が必要になる。3 回にわたったフォローアップセミナーは、広く RISTEX 内に公開し関係者の理解を増進してきた。
- ・ 9 ページで述べたように共通課題はそれぞれに独立したものではない。相互に関係する共通課

題に対して、上記の通り領域マネジメントの活動とプロジェクトの研究開発により様々な成果が生まれたことは、公私領域の目標の達成に貢献するものとなった。

## 3-2. 想定外のアウトカム

### (コロナ禍におけるオンライン化の進展とプロジェクト成果)

- ・2020（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症拡大は、想定外の社会情勢の大きな変化であった。「2-2. プロジェクト推進に関わる領域活動（ハンズオンマネジメント）」において、すでにその影響や対応については言及したが、特に2020（令和2）年度が最終年度だったプロジェクトは実施項目の予定通りの実行ができず厳しい状況に置かれた。
- ・一方で、対面型の活動が制限される中で、社会の様々な場面でオンライン化が進んだことは、ICTの利活用による新たな支援機能の構築が思いがけないかたちで進むきっかけとなった。例えば、アバターを用いてコミュニケーションをとる方法はオンラインへの移行によって研究課題となったが、対象者のプライバシーを対面型よりも保護する効果が期待できた。
- ・コロナ禍の間にも研究開発が続いた成果定着支援制度の適用プロジェクトでは、支援者と対象者をオンラインで結び付ける技術のみならず、その際に必要な配慮等に関する知見についても蓄積し、また、対人援助職向けの研修をオンライン講座として開設する等、当初の成果をwith/after コロナの社会で活用し得るかたちで社会に提供している。
- ・また、定着支援制度以外のプロジェクトの多くはコロナ禍以前に研究開発を終えていたが、アプリ開発をはじめとするICT技術の利活用を進めていたことから、地方公共団体のDX化の流れ等にうまく提案できれば、他地域展開等が進む可能性が出てきた。そこで、妊娠届を利用して虐待を予防するプロジェクト成果を、フォローアップの一環として複数の地方公共団体に提案する取り組みを進めている。
- ・他方、コロナ禍で社会的にオンライン化が進むことで、子どもたちのネットリスクについては、公私領域開始時点に比べて問題が拡大・顕在化した。領域では、未成年者のネットリスクを軽減するためにリスク検出技術や教材を開発するプロジェクトを推進していたが、その成果をRISTEXのメディアプロモーションやサイエンスアゴラ等を通じて積極的にアピールしたところ、すでに説明した通り、メディアから高い注目を得た。

### (自己分析の充実、及びプロジェクトのフォローアップの拡張)

- ・成果定着支援制度の導入により公私領域が2年延長されたことで、意図した成果としてプロジェクトの研究開発成果の社会への定着が進むだけでなく、領域マネジメントによる領域の自己分析の充実とプロジェクトのフォローアップの拡張が可能となった。その結果として、RISTEXの今後に貢献し得る知見を得て関係者に発信することができた。これらの具体的な内容については、「4. 他のプログラム等では実施できなかったこと（領域の意義）」と「5. RISTEXの運営方針との関係」で言及していく。

### (社会への定着の進展)

- ・繰り返し説明しているように、プロジェクトの研究開発成果について社会への定着を進めるよ

うに領域マネジメントは意識を醸成し、具体的な調整や時に厳しい指導を含めてサポートを続けてきた。その結果、成果定着支援制度を実施しなかったプロジェクトについても、プロジェクト終了後も取り組みを継続し、社会への定着が図られつつある。研究開発成果は社会で利用されて初めて価値があるという領域総括の信念に基づく指導が広くプロジェクトに受け入れられた結果である。プロジェクトの中で生まれたつながりを活かし、地域での公的機関と民間団体の具体的な連携のあり方を模索して困難を抱える人々の支援活動を継続しているケース、企業と連携して具体的なサービス提供に向けた実証実験を実施しているケース、関連省庁と政策についてともに考える連携体制が構築され、発展的研究を実施しているケースがある。

- ・プロジェクトに参画していた若手研究者が、スピニアウト的に民間団体を設立して社会起業家となるケースは、領域マネジメントが全く想定していなかった良い展開であった。このスピニアウトは、困りごとを抱える人がオンライン予防支援を受けられるというサービスを提供しており、資金獲得のクラウドファンディングにも成功している。
- ・医療現場に訪れる困難を抱えた女性が抱えている問題と背景を様々な角度から理解し、有効な支援につなげるため医療従事者向けのプラットフォームの活動が発展しつつある。プラットフォームは TIC をベースに据えており、研究開発成果が社会実装された事例である。
- ・若手研究者によるスピニアウトや医療従事者向けプラットフォームは成果定着支援制度の対象外での成果普及の実例である。プロジェクトが採択候補となった直後から、プロジェクトの最終的な目標は論文や学会での発表だけではなく社会実装であると繰り返し説いてきた効果と自負している。

## 4. 他のプログラム等では実施できなかったこと（領域の意義）

- ・公私領域は、虐待、DV、詐欺被害等の事象を横断的な視点で捉えて領域を設定し、ポートフォリオを考慮しながらプロジェクトの採択を行い、また、特定の事象や研究者の専門に閉じてしまわず広い視野を持つようにプロジェクトをマネジメントし、共通課題も設定した。このような事象や分野を横断して社会課題に取り組む領域の設定とプロセスについて詳細を説明してきたが、これらについては、他のプログラム等ではできなかったこととして、領域アドバイザー、プロジェクト実施者等から多数の意見が収集された。
- ・「科学研究費と異なり、よりよい研究の方向性に向けて、多様な示唆を頂き、様々な領域の研究者との接点を持てたことは、本プロジェクトの魅力だと考えられた。」というプロジェクト実施者の言葉が象徴しているが、以下では、公私領域の特徴的な活動をいくつか取り上げて、それぞれがプロジェクトにどのような影響を及ぼしたのかを述べる。

### （領域の設定）

- ・公私領域の設定については、領域アドバイザーから、領域と類似の問題意識やコンセプトを持つ政策・施策や活動・研究と公私領域の関連性について、「個別の省庁や地域の行政では乗り越えられない課題に取り組んでいる」、「地方公共団体等の取り組みでは空白になっているところをカバーしている」、「メンタルヘルスや貧困の問題は横串になる」、「児童虐待、高齢者問題、嗜癖・嗜虐等、横串をさすようなプロジェクトは、RISTEX だからこそでき、また新たな視点が生まれてくる」等の意見があり、国・地方公共団体の施策では出来ない機能や役割を公私領域が担ってきたと考えられる。また、RISTEX の特徴である自然科学と人文・社会科学、現場の関与者等の多様なステークホルダーによる研究開発体制がとられることにより、プロジェクトの研究が加速する効果があったとの手ごたえも得た。
- ・プロジェクト実施者へのアンケートでは、プロジェクト参加の動機について、テーマ・アプローチへの魅力・共感・関心、に関する回答が最も多く、公私領域の設定が研究開発の実施の有無について作用したと考えられる。プロジェクト終了後のアンケートでも、社会というマクロな視点で様々な壁を超えていく枠組みが示されたことがとても勉強になったとの声を得た。

### （領域マネジメントの個別プロジェクトへのサポート）

- ・プロジェクト実施者からは、採択前の総括面談からはじまり、計画書や報告書についての領域マネジメントとのやり取り、サイトビジットや戦略会議等の領域マネジメントの一連のプロジェクトに対するサポートが、プロジェクトの課題の整理、現状の確認、客観的に計画内容を把握する等の有意義な機会であり、プロジェクトを進めるうえで有効であったとの意見が得られた。「戦略会議では、ときに厳しい指摘を受けながら、事業計画を修正していくことによって、最終目標を達成することができた」という意見も得た。このように、研究開発の速度や実施項目の実行管理に領域マネジメントのサポートが影響したと考えられる。
- ・また、プロジェクト実施者からは、様々な専門を持つ領域マネジメントからのコメントが有効であったとの意見もあった。「プロジェクトでは自明の価値観が総括面談、領域アドバイザーの意見に出会うことで再確認することがあり、客観的にみられる機会が貴重」、「アドバイザーか

ら有益な情報や助言を得て、実装に向けた企業との連携を開始した」等の意見からは、研究開発内容への影響があったと考えられる。

#### (領域マネジメントによるプロジェクト横断的活動)

- ・プロジェクト実施者からは、公私領域の様々な活動が研究開発へ良い影響を与えているという意見が多数寄せられた。「多様な立場からの意見に触れることで新たな発想につながった」「人的基盤、知的基盤に対して研究テーマの推進に具体的に好影響を与えている」等の意見からは研究開発内容に対する作用が読み取れる。
- ・プロジェクト横断的な活動で、特に大きかったのが研究実施や協働・連携の体制への影響と考えられる。例えば、プロジェクト間連携の促進は、「異分野の研究者や実務家の問題意識を知ることができた」、「領域全体の中に位置づけて考えることができてきた」等の意見があった。合宿等の領域全体会議は、「領域全体で発表の場があることで、プロジェクトの取り組みを発信することができ、新たな連携のきっかけとなった」、「領域合宿は、他のプロジェクトの研究者等と知り合い、必要な知見を求めることができ、シンポジウム等に招く交渉等もできて大変有意義であった。」等の意見があった。

#### (社会実装に向けた各種の取り組み)

- ・上記の領域活動を通じて、公私領域では折に触れて研究者に対して社会実装に対する意識を醸成してきた。それに呼応するようにプロジェクト実施者からは、研究開発に対する領域の影響として、「社会実装をいかにできるかということを考えて研究開発を進めるようになった」、「フィールドや住民や行政と強く関わることで、一層還元を意識するようになった」等の意見があった。このような、研究成果の社会実装に関する意識の変化は、領域の活動が、研究成果やその活用・波及に影響を与えたと考えられる。
- ・プロジェクトの研究開発には多数の公的機関、民間団体等の協力者がいたが、プロジェクトの効果や影響として、「実現場で理解し合えなかった警察、少年センター、児童相談所、学校関係者等がそれぞれの立場や考え方を理解し合えるようになった」、「司法機関と行政機関はなかなかつながることがないが、司法機関の方と知り合えたのは非常に良かった」等が挙げられ、今までは構築できなかった関係が、組織や立場の枠を超えて構築される等の、協働・連携体制への影響を読み取ることができる。また、所属組織とその業務等への効果も上げられ、現場の人的基盤等に対しての影響もみられた。
- ・プロジェクトの研究開発の現場となった地方公共団体に対しても、領域マネジメントは関わりを持ちながら進めた。プロジェクト終了後に領域が独自で実施したヒアリングでは、行政業務や地域で活用可能なプロジェクトの成果を認め、研究開発への参画に対して価値を感じられたことが確認できた。また、「市の課題を解決するという業務の中で、研究者たちと知り合えるのは研究開発プロジェクトの副次的な価値である」という意見もあった。一方で、行政側のニーズから一緒に研究を作っていくようなことが理想であるものの、多忙な行政業務がある中で現状の体制を考えればむずかしい等、行政の中で研究と協働するむずかしさについて、多数の現実的な意見もあった。例えば、「市役所はいくつもの部局がある大きな組織であって、各部局は実務を抱えているという点に研究者の理解が及んでいない場合がある。」との指摘があった。プ

プロジェクトに複数の部局が関わるためには事前調整が不可欠であること、本務をこなしながらプロジェクトに協力するため研究計画書や成果報告書の事前確認さえも容易ではないこと等について研究者側の理解が求められることや、このような問題を抱えながらも地方公共団体がプロジェクトに協力するためには、組織間での契約と位置付けられる協定書の締結が有効であること等、RISTEX の今後の活動の中で考慮すべきこととして共有したい。

- プロジェクト終了後のフォローアップの各種の取り組みは、社会実装を後押しすることを意図して実施したが、そのサポートの意義についても、旧プロジェクト実施者等から意見を得た。フォローアップセミナーについては、「新たな発想を得ることができる機会となった」、「「研究」が果たすことができる位置づけについて問題意識を共有することができた」、「クラウドファンディングを立ち上げる大きな起爆剤となった」等、通常の研究活動では得られない情報を提供することで、研究基盤に対して貢献できたと考えられる。また、「プロジェクト開始時点でこうした情報が提供されていたらもっとよかった」という声は、RISTEX にもフィードバックした。
- フォローアップの一環で意見交換をした団体からは、公私領域と RISTEX の取り組みに高い関心を持ち、継続的な意見交換等の意向もきかれたことから、RISTEX における社会実装に向けたステークホルダーとの関係強化として、公私領域が関係を持った団体等との継続的な関係構築が望まれる。

※上記の参考にしたステークホルダーからの情報は主に以下に基づく。

- 『研究開発領域の評価に向けた情報収集・分析業務報告書 2017 年 8 月』  
([https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/JST\\_1115150\\_MR\\_2.pdf](https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/JST_1115150_MR_2.pdf))
- プロジェクトの進捗報告書及び終了報告書  
(各報告書は、<https://www.jst.go.jp/ristex/funding/pp/index.html>に掲載)
- プロジェクト終了 1 年後に RISTEX として実施するフォローアップアンケート（非公開。本領域では 2022（令和 4）年度までに 10 プロジェクトに実施）
- プロジェクトに参画した 2 つの地方公共団体へのヒアリング
- フォローアップセミナーの事後アンケート

## 5. RISTEX の運営方針との関係

- ・中間評価時に「RISTEX の運営方針とも整合性が高く、全体を通じて「社会実装」が強く意識されている」と指摘を受けたが、その後も「RISTEX が取り組むべき事項」に留意しながら、領域活動を進めてきた。そこで、以下に自己分析という他の領域・プログラムではみられない新たな取り組みと、社会実装に関わる公私領域の取り組みから得られた知見について述べたい。

### (自己分析について)

- ・公私領域が設計される前年に発出された「社会技術研究開発の今後の推進に関する方針<sup>25)</sup>」(2013(平成25)年)では、RISTEX としてすべきこと、RISTEX でしかできないことの更なる検討に向け、研究開発等の成果、研究開発領域の成果、マネジメントの成果を集約・分析し、今後の研究開発領域の設定・運営、研究開発等の推進や評価に生かせるようなかたちで整理、蓄積することの必要性が指摘されていた。そこで、「領域が対象とする社会課題」「マネジメントプロセス」という2つの観点から、研究開発領域を定量的・定性的に自己分析した。
- ・「領域が対象とする社会課題」については、領域関連の公的統計等、世論調査と領域テーマを比較し、領域と社会の関係を調査し、公私領域は先取りした取り組みを行ったかについて分析する活動を領域マネジメントとして実施した。「マネジメントプロセス」については、事前評価・事後評価の傾向、評点と評価の関係性等を明らかにし、また、領域マネジメントによる合議の結果について外形的に分析した。
- ・RISTEX の他領域・プログラムに対しては、総括が集う「PO サロン」において、主に「マネジメントプロセス」の分析とそこから得られた知見(教訓)について共有し、研究開発の推進や評価について意見交換を行った。RISTEX の職員に対しては、「RISTEX 全体会議」において、「領域が対象とする社会課題」についての分析を共有し、研究開発領域の設計・運営を中心に意見交換を行った。また、JST 職員向けの共有も予定している。
- ・自己分析結果の一部の概要について説明する。
- ・個人が抱える悩みや問題が事件・事故として公的統計に表出した件数がこの10年間に増加の一途を辿っていると本報告書冒頭に記述した。関連して、三菱総合研究所が毎年実施している世論調査「生活者市場予測システム mif」を用いて、生活者の傾向を調べた。2011(平成23)年(東日本大震災前)と2021(令和3)年の結果を比較すると、「他人が必要としていることに対応したい」に同意した割合が62.6%から49.8%に、「家族との信頼関係やふれあいを大切にしたい」が81.5%から68.5%に減少する等、個人主義化、家族の分解が進行している傾向が確認できた。一方でルームシェア等の「疑似家族」が受容され始めており、これは今後の公私空間の変容に影響を与える可能性がある。人々の価値観が変化の様子が世論調査の経年比較で読みとれるということは、公的統計に表出する前に問題を把握できる可能性を示唆する。
- ・社会や技術の変化速度は加速の一途をたどっている。同じ指標について定期的に調査を繰り返す、長期的なトレンドを明らかにするのが主な役割の公的統計には、社会変化を必ずしも的確に、迅速に捉えきれないという課題がある。例えば、自動車保有台数統計だけではカーシェアリングの普及に関わる情報は得られない。それゆえ、人々の価値観や受容性が変化の様子を調べる世論調査の利用には価値がある。

- ・次にマネジメントプロセスの自己分析結果について説明する。
- ・事後評価について担当アドバイザーと評価専門アドバイザーの評価結果を比較した。その結果、担当アドバイザーは高め、評価専門アドバイザーは低めに評価する傾向が見いだされた。担当アドバイザーはプロジェクトとハンズオンの過程で密接に関係を持つため、プロジェクトへの「愛着」が生まれている可能性がある。これに対して、より客観的な評価ができる評価専門アドバイザーの設置は、評価の観点の多様性からも有効だった。評価専門アドバイザーの委嘱は RISTEX 全体にとっても有益な施策であるとの示唆が得られた。
- ・なお、公私領域としてのプロジェクト評価は、領域マネジメント全体で合議して決定した。合議の過程では個々のアドバイザーによる評価の相違についても議論して合意点を得てきた。こうして、評価のばらつきは吸収され、最終的な評価が定まっている。以下の説明で「高い評価」「低い評価」という言葉を使っているが、これは領域としての最終評価結果の高低を指している。
- ・次に事後評価と事前評価の相関について調べた。その結果、高い事前評価は高い事後評価に必ずしも結びつかなかったと明らかになった。何が低い事後評価につながったかを知るためにハンズオンの頻度（介入頻度）をチェックしたところ、件数が少ないために統計的に有意とは言えないが、事後評価の低いプロジェクトについては開始直後一年間の介入が少ない傾向が見いだされた。領域マネジメントからの適切な介入は研究開発成果を高めるために重要であると考えられる。近年、RISTEX ではステージゲート制が利用されているが、分析結果からは、ステージ 2 に昇格したプロジェクトにも適切な介入が不可欠との示唆が得られた。
- ・高い事後評価を得たプロジェクトには、研究開発を実施する実施者に加え、取り組みやデータ提供に協力する協力者が多い傾向があった。プロジェクトの魅力から現場の協力が得られたと解釈できる。一方、協力者の少ないプロジェクトの事後評価は低い傾向にあった。社会実装までを展望してプロジェクトを選定していくためには、現場からの期待や協力可能性について選考段階での評価項目とするのが適切と考えられる。

#### (社会実装について)

- ・これまで繰り返し説明してきたように、公私領域では社会実装について力を入れてきた。
- ・成果定着支援制度に進んだプロジェクトは、一般社団法人を設立した、既存の一般社団法人に委ねた、大学の事業として活動を継続した、というように普及活動の進め方について異なる手法が選択された。これは、限られた専門職への専門的な知識の普及を目指すか、できる限り広く市民に理解される知識の普及を図るか、といった普及活動の規模や内容に応じた選択であった。元より社会実装の手法は一つに限られるわけではないが、実際に多様な選択がなされたことは、領域マネジメントによる柔軟で現実的な指導が実を結んだものと自己評価している。
- ・事後評価はプロジェクト終了時点での評価である点には留意が必要である。社会に受容されていくまでに、社会技術の研究開発は長期を要するのが普通である。したがって、プロジェクトのその後の発展について調査して分析・評価するのが適切であるが、これについてはフロー組織である研究開発領域ではなく、ストック組織である RISTEX 本体に委ねたい。
- ・なお、プロジェクトのすべてが成功したわけではないし、社会実装に進みつつあるプロジェクトにも多くの課題が残っているという点について最後に言及したい。研究開発成果が社会実装

に値する成熟度に達しなかったプロジェクトがあったが、多くは他の研究資金を得て研究開発を継続しており、児童虐待のリスクを予測する技術のように実用に供されたケースもある。成果定着支援制度の下で社会実装に進んだプロジェクトでも、研究開発時点と社会実装段階での個人情報の活用について整理と対応が途上である、あるいは、一般社団法人は設立されたが活動内容についてはさらにブラッシュアップが必要であるといったプロジェクトがある。領域マネジメントはプロジェクトの最終的な成功に向けて介入・アドバイスを重ねてきたが、限界はあった。これらの課題が解決され研究開発成果が社会で真に活用されるまでにはまだ時間が必要である。この点からも領域終了後におけるプロジェクトの継続的なモニターと分析が求められている。

## 6. RISTEX の今後の事業運営改善への提案等

- ・ RISTEX が推進する多様なプログラムに共通する事業運営の改善点を 5 項目提案する。

### (領域マネジメントへの関係府省の関与)

- ・ 社会技術の研究開発成果を社会に提供する際には、既存の法律・制度が壁になる場合がある。本報告書でも対象者を保護する際に個人情報保護法制が壁となったことについて説明したが、このような壁は個人情報保護法制に限られるわけではない。法制度の改革にはそれぞれの法律・制度の主務官庁の理解が不可欠である。領域マネジメントが有する個人的関係を利用して主務官庁に働きかける、あるいは、その先で政治家等に働きかけるという方法も有効であるが、今後はより組織的な対応を進めるのが良い。具体的には、領域マネジメントへ関係府省が直接的に参加する、あるいはオブザーバとして同席する等が有益である。
- ・ また、研究開発領域の設計段階にも、必要に応じて関係府省が関与することによって、社会実装の可能性が高まると考えられる。

### (海外の関係者の領域マネジメントへの関与)

- ・ 法律・制度から社会慣行までは、それぞれの国で歴史的に形成されてきたものであるため、通常、各国で異なっている。しかし同時に、我が国の法律・制度では解決困難と思われた課題も、他国の法律・制度や、さらには慣行や経験で解決できる可能性がある。海外の研究者・行政職員等の関係者が領域マネジメントにアドバイザーとして直接的に参加する、あるいは適切なタイミングで意見を聞く機会を設ける等して、プロジェクトに適切にアドバイスする仕組みを作り上げることによって、日本国内だけの研究開発の限界が突破できる。一方で、参画する海外関係者を通じてわが国固有の成功例が海外に定着していく可能性も展望できる。
- ・ プロジェクトからの報告を見ると、成果発表の多くは国内論文発表で、国外論文発表件数は限られていた。研究者の内向き指向を打破し、英語での論文発表を当たり前にしていくためには、第一歩として、計画書・報告書には英文抄訳の添付を義務付けるといった方策も検討するのがよいだろう。

### (社会への成果の普及と定着に関わる活動の一層の重視)

- ・ 公私領域で初めて設置が認められた成果定着支援制度を他のプログラムにも導入することによって、社会技術に関わる研究開発成果が普及するのに役立ち、RISTEX の社会的価値が一層高まると期待している。
- ・ 併せて、フォローアップセミナーでの議論と成果を他のプログラムに提供するために、特に人材の育成に関するフォローアップセミナーの結果をもとにリーフレット（参考資料 3）を作成したので、広く活用していただきたい。
- ・ RISTEX 全体についても、公私領域のプロジェクトについても、アウトリーチ活動における説明が専門的すぎる点は気になった。その分野を専門とする研究者にしか理解できない説明では、アウトリーチ活動の最大の目的であるはずの社会の理解は進まないし、RISTEX の社会的価値も高まらない。アウトリーチ活動に際しては専門業者に平易な表現へのリライトを求めたり、

RISTEX 内に平易な表現でのアウトリーチを担当する専門家を育成したりする必要がある。

#### (個人情報の扱いに関する RISTEX 全体としての取り組み強化)

- ・個人情報保護法の目的は第 1 条にある通り「個人の権利利益を保護すること」であり、また、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、事前同意を不要とする規定も設けられている。しかし、現実には同意を得ていないことを理由に個人情報が適切に共有されない事例が多く、それによって人の生命、身体又は財産が脅かされる状況も起きている。
- ・あまりに強い個人情報保護は RISTEX が対象とする社会技術の研究開発を妨げ、また、研究開発成果の普及を阻害する恐れがある。
- ・また、RISTEX における研究開発成果を社会実装する際には個人情報の取扱いが問題になる恐れが高い。学術研究目的に限定して個人情報を利用する際には本人同意は不要というのが個人情報保護法の立て付けであるが、社会実装段階に進んだ時点で本人同意の取得等の厳密な管理が求められるようになる。このため、それぞれの研究開発プロジェクトに対して初期段階から社会実装段階での個人情報の取扱いについて検討を深めておくように介入・指導するのが適切である。
- ・このように個人情報に関わる多くの課題があることから、RISTEX 内で横断的に専門家による研究会を組織する、RISTEX としてコンサルティングシステムを立ち上げる、さらには個人情報の適切な共有が社会問題を解決するのに資するという点に焦点を当てた広報を展開する、といった積極的な対応を提案する。

#### (ストック組織としての RISTEX のあり方)

- ・RISTEX 内に研究開発成果を体系化して蓄積し公開する仕組みを構築して、次の研究開発領域に応募する際に提案書の作成に利用できるようにすれば、RISTEX の成果を基礎にして後継のプロジェクトが組織され、より一層社会に役立つ研究開発成果が生まれるようになると期待できる。
- ・ストック組織として RISTEX の価値を高めるために、人々の価値観や受容性が変化する様子について世論調査等や、他の組織が継続的に構築しているデータベースを活用して定点的に調査する、領域終了後もプロジェクトの状況を長期的にモニターして評価する、研究開発成果をデータベース化し公開する、さらには、平易な表現でのアウトリーチを担当する専門家を育成といった方策を導入するのが適切である。
- ・領域マネジメントは、公私領域の研究開発が今後どのように発展できるか、いわば「第二期公私領域」の思考実験を行った。小世帯化、個人化、家族の変容、デジタル進展という「第一期公私領域」のベースに据えた社会構造の変化は大きくなる一方である。社会構造変化に伴って起きる、閉じられた私的空間の中での事件・事故は、「第一期公私領域」の研究開発成果をもってしても、一気に解決するのは困難である。公私領域が取り上げた社会課題は、一度、研究開発領域を設定して研究開発を進めただけでは終わりとはならない。第一期に続く「第二期公私領域」の可能性を検討いただければ幸いである。

## 注

- 1 法務省『令和3年版犯罪白書』(<https://www.moj.go.jp/content/001365724.pdf>) (最終検索日 2022 (令和4) 年 10月6日、以下同様)。なお、減少の要因は窃盗犯の認知件数の大幅減少である。
- 2 警察庁『令和3年版 警察白書』([https://www.npa.go.jp/hakusyo/r03/pdf/09\\_dai2sho.pdf](https://www.npa.go.jp/hakusyo/r03/pdf/09_dai2sho.pdf))。
- 3 警察政策学会犯罪予防法制研究部会『「これからの安全・安心」のための犯罪対策に関する提言(「これからの安全・安心研究会」報告書)』警察政策学会資料、第71号、2013(平成25)年7月、3-4ページ。
- 4 コミュニティサイト等に起因する事犯の推移等については、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課『平成29年上半年期におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策』([http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h29/H29\\_siryoku.pdf](http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h29/H29_siryoku.pdf))。ネットいじめ(いじめの態様のうちパソコンや携帯電話等を使ったいじめ)は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課『平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(速報値)について』([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/10/\\_icsFiles/afiedfile/2017/10/26/1397646\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/10/_icsFiles/afiedfile/2017/10/26/1397646_001.pdf))によれば、2016(平成28)年度は10,783件(前年度9,187件)で、いじめの認知件数に占める割合は3.3%(前年度4.1%)となっている。文部科学省は「SNS(交流サイト)上のいじめで認知できていないものがある」(日本経済新聞 2017(平成29)年10月26日)と、暗数があることを示唆している。2020(令和2)年度において総認知件数に占める割合は3.6%と、ほぼ横ばいの状態が続いているとみられる(『令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』([https://www.mext.go.jp/content/20211007-mxt\\_jidou01-100002753\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211007-mxt_jidou01-100002753_1.pdf)))。
- 5 註3、14-15ページ。
- 6 『親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進平成28年度研究開発実施報告書』9-10ページ([https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/JST\\_1115150\\_15666726\\_2016\\_tamura\\_YR.pdf](https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/JST_1115150_15666726_2016_tamura_YR.pdf))。
- 7 内閣府 NPO ホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp/>)で検索したところ、2017(平成29)年12月21日現在、全国の認証 NPO 法人は 51,745 件である。このうち、子どもの健全育成を活動目的としている団体が 24,176、保健・医療・福祉が 30,808、人権・平和が 8,859 に達する。ただし、NPO 法人は活動目的を複数掲げているのでこれらの数値には重複がある。
- 8 上野千鶴子『ケアの社会学』太田出版、2011(平成23)年。
- 9 「女性に対する暴力の防止と救済を COVID-19 に向けた国家規模の応急対応のための計画の重要項目とすること(2020年4月5日仮訳)」([https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/pdf/20200410\\_4.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/20200410_4.pdf))。
- 10 内閣府男女共同参画局『DV 相談件数の推移』([https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/pdf/soudan\\_kensu\\_tsuiki\\_r03.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/soudan_kensu_tsuiki_r03.pdf))。
- 11 東京都監察医務院『令和3年版統計表及び統計図表』(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kansatsu/database/03toukei.html>)。
- 12 「親密圏」とは、「具体的な他者の生/生命—とくにその不安や困難—に対する関心/配慮を媒体とする、ある程度持続的な関係性を指すもの」(斎藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版、2003(平成15)年、vii)として用いられる。社会学的な分析では、ここでいう「私的な空間・関係性」を「親密圏」として「公共圏」との関係で議論されることが多く、「親密圏と公共圏の再編成」等として1970年代以降の私生活の変容と世界の構造転換が論じられている(落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成』京都大学学術出版会、2013(平成25)年等)。
- 13 厚生労働省『平成28年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>』(<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000174478.pdf>)の「児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移」。
- 14 註3、14-15ページ。
- 15 「公共圏」の議論は「公(public)」と「私(private)」の区別を前提としているが、その区別にはいくつかの基準が混在している(田中紀行、吉田純編『モダンシティの変容と公共圏』京都大学学術出版会、2014(平成26)年、4-6ページ)。そのため、本領域では、「公(public)」と「私(private)」をシンボリックにとらえて「新しい公/私空間の構築」として領域名に用いており、本領域において「公」と「私」は多義的である(時に空間を表し、時に支援機能のレイヤーを表す等)。「親密圏」と「公共圏」の関係性の変容による社会の変化が「私的な空間・関係性」における危害増加の一要因である一方で、「私」領域に社会的支援が介入していくという面からも「親密圏」と「公共圏」の関係性は変容していると考えられる。したがって、「公」と「私」の境界にある「間」は、問題の原因と解決の源泉という両義的な機能を有しているのではないかと考えている。
- 16 法務省『人権教育・啓発に関する基本計画』2002(平成14)年3月15日閣議決定(策定)、2011(平成23)年4月1日閣議決定(変更)(<http://www.moj.go.jp/content/000073061.pdf>)。
- 17 消費者庁『個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」に関する実態調査報告書』(2011(平成23)年3月)([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal\\_report\\_2303caa\\_kajohanno.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_report_2303caa_kajohanno.pdf))。
- 18 科学技術振興機構「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い委託研究実施が困難になった場合等における JST 委託研究費の取扱いについて(連絡)」令和2年4月21日(<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200422>)。

- 
- pdf)。
- 19 福祉労働編集委員会編『季刊福祉労働 多重・複合問題—地域とタテ割りをどう超えるか』145号、2014（平成26）年等。
  - 20 個人情報保護法保護委員会『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱』2019（令和元）年12月13日 ([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200110\\_seidokaiseitaiko.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200110_seidokaiseitaiko.pdf))。
  - 21 個人情報保護委員会『個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A』2017（平成29）年2月16日（令和4年5月26日更新）([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2205\\_APPI\\_QA.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2205_APPI_QA.pdf))。個人情報保護委員会事務局『個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）』2022（令和4）年2月。([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/koutekibumon\\_qa.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/koutekibumon_qa.pdf))。
  - 22 個人情報保護委員会事務局『令和3年改正個人情報保護法について～令和5年4月の完全施行に向けて～』([https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu\\_ryutsu/bio/koiin\\_iden/life\\_science\\_tf/pdf/006\\_s01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/koiin_iden/life_science_tf/pdf/006_s01_00.pdf))
  - 23 「【開催報告】3/12 シンポジウム「社会的弱者を支える個人情報～新たな制度の可能性」」(<https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/000063.html>)。
  - 24 “えんたく”は、公共政策をめぐる市民参加型話し合いの手法の一つである「沖縄式（課題共有型）地域円卓会議」（土山希美枝「政策課題を共有する「話し合い」の場の設計—「自治の話し合い」手法としての沖縄式（課題共有型）地域円卓会議の考察」『龍谷政策学論集』4（1）、2014（平成26）年12月）をもとに、嗜癖・嗜虐行動からの回復に取り組むプロジェクトが研究開発した。ケース（当事者）、コミュニティ（地域社会）及びポリシー（政策形成）の位相に応じた、多様なステークホルダーによる問題共有型及び問題解決型の円卓会議方式のサークル＝“えんたく”のミニマム・スタンダード（基本構造、ルール、共通言語等）の策定と担い手の育成に取り組んだ。
  - 25 科学技術振興機構社会技術研究開発センター『社会技術研究開発の今後の推進に関する方針 ～社会との協働が生む、社会のための知の実践～』2015（平成25）年11月 ([https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/20131118\\_02.pdf](https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/20131118_02.pdf))。